

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成20年9月29日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	平 野 龍 司	議員
3番	山 田 英 明	議員	4番	近 藤 郁 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	三 浦 桂 司	議員
7番	石 橋 敏 明	議員	8番	平 野 敬 祐	議員
9番	安 井 明	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	一 色 美智子	議員	12番	松 山 廣 見	議員
13番	前 山 美恵子	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
15番	山 盛 左千江	議員	16番	堀 田 勝 司	議員
17番	坂 下 勝 保	議員	18番	矢 野 清 實	議員
19番	月 岡 修 一	議員	20番	石 川 清 康	議員
21番	村 山 金 敏	議員	22番	伊 藤 清	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君
兼議事担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	参 事	後 藤 学 君
企画部長	宮 田 恒 治 君	総務部長	山 本 末 富 君
市民部長	竹 原 寿美雄 君	健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君
経済建設部長	山 崎 力 君	会計管理者	佐 藤 政 光 君
消 防 長	近 藤 和 則 君	教育部長	野 田 誠 君
市民部次長	柴 田 二三夫 君	健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君
兼環境課長		兼高齢者福祉課長	

健康福祉部次長 兼保険年金課長	神谷 巳代志 君	経済建設部次長	前野 宏光 君
経済建設部次長 兼都市計画課長	三治 金行 君	総務課長	荒川 恭一 君
代表監査委員	古橋 洋一 君	監査委員事務局長	高橋 芳行 君

5. 議事日程

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

認定議案第1号 平成19年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について

認定議案第2号 平成19年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第3号 平成19年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第4号 平成19年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第5号 平成19年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第6号 平成19年度豊明市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第7号 平成19年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第8号 平成19年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第9号 平成19年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第50号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

議案第51号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第52号 豊明市総合福祉会館条例の一部改正について

議案第53号 豊明市老人福祉センター条例の一部改正について

議案第54号 豊明市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第55号 豊明市農村環境改善センター条例の一部改正について

- 議案第 56 号 豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部改正について
- 議案第 57 号 豊明勤労会館条例の一部改正について
- 議案第 58 号 豊明市下水道条例の一部改正について
- 議案第 59 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第 60 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第 61 号 平成 20 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 62 号 平成 20 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

(4) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第2号 豊明市議会議員の海外視察廃止を求める請願

(5) 議案上程・提案説明・質疑

議案第 63 号 損害賠償の額を定めることについて

(6) 意見書案第1号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書

意見書案第2号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

意見書案第3号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

6. 本日の会議に付した案件

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

認定議案第1号から認定議案第9号まで

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 50 号から議案第 62 号まで

修正議案 議案第 56 号 豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部を改正する条例第1号 例に対する修正案について

修正議案 議案第 58 号 豊明市下水道条例の一部を改正する条例に対する修正案第2号 について

(4) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第2号

(5) 議案上程・提案説明・質疑・討論・採決

議案第 63 号

(6) 意見書案第1号から意見書案第3号まで

(7) 決議案第 1号 議案第 56 号豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部を改正する条例及び議案第 58 号豊明市下水道条例の一部を改正する条例に対する附帯決議

決議案第 議案第 56 号豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部を改正する条例
2号 及び議案第 58 号豊明市下水道条例の一部を改正する条例に対する決議

午前10時開議

No.2 ○ 議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

石川清康議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(石川清康議員)

皆さんおはようございます。

議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時 30 分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、当局より議案第 63 号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることとし、提案説明・質疑を行った後に、委員会付託を省略して、本日直ちに討論・採決を行うことといたしました。

さらに、お手元に配付されておりますとおり、議員より意見書案第1号から意見書案第3号までの3件の意見書案の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

総務文教常任委員会及び厚生常任委員会に付託しておりました陳情第2号から陳情第6号の5件の陳情について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果について各委員長より報告を願います。

初めに松山廣見総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.5 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

皆さんおはようございます。

議長のご指名がありましたので、総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号、第4号、第5号及び第6号の審議結果についてご報告申し上げます。

さる9月10日午前10時より、全委員及び市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、審議いたしました。

初めに、陳情第2号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情を議題といたしました。

直ちに質疑に入りましたが、質疑もなく、討論に入りました。

討論としては、今日、学校現場では、確かな学力を身につけることはもとより、学校環境の安全・安心への対応、基本的な生活習慣や学校習慣の形成、不登校、いじめ等の問題への対応や、特別支援教育への対応等、課題に直面している。課題解決のためには、きめ細やかな指導を一層充実させるためには、教職員定数増を始めとした教育条件整備については、本来、国が財政負担は行うべきものと考え、採択することに賛成するとの討論があり、採決の結果、陳情第2号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情は、全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号 豊明市独自の私学助成の拡充についての陳情を議題といたしました。

直ちに質疑に入りましたが、質疑もなく、討論に入りました。

主な討論としては、本市は大変厳しい財政事情の中、他市に比べ比較的厚い補助をしてきている。願意は理解できるものの、現在の本市の財政状況から見ても厳しいものがあり、趣旨採択と考える。

採択することで討論する。状況に変化はなく、額は上位であるが、対象者を絞っている。名古屋市は全員を対象としている。まずは全員を拾うことであり、対象にならないと不平等感が出るため、対象を広げるなど拡充してほしい等の討論があり、採決の結果、陳情第4号 豊明市独自の私学助成の拡充についての陳情は、賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

次に、陳情第5号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書」の提出についての陳情を議題としました。

直ちに質疑に入りましたが、質疑もなく、討論に入りました。

討論としては、私学助成は国・県が助成すべきものであり、願意を尊重し採択することに賛成するとの討論があり、採決の結果、陳情第5号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書」の提出についての陳情は、全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第6号「国の私学助成の拡充に関する意見書」の提出についての陳情を議題としました。

直ちに質疑に入りましたが、質疑もなく、討論に入りました。

討論としては、陳情第5号と同様、私学助成は国・県が助成すべきものであり、願意を尊重し採択することに賛成するとの討論があり、採決の結果、陳情第6号「国の私学助成

の拡充に関する意見書」の提出についての陳情は、全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号、第4号、第5号及び第6号の報告を終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、平野龍司厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.7 ○厚生常任委員長(平野龍司議員)

皆さんおはようございます。

議長のご指名をいただきましたので、厚生常任委員会に付託されました陳情第3号の審議内容と結果についてご報告いたします。

去る9月11日午前10時より開催されました厚生常任委員会において、付託議案の審議終了後に、委員全員と市長以下関係職員の出席のもと、陳情第3号 可猟区指定を解除し禁猟区の指定を求める陳情についてを審議いたしました。

陳情でありますので、直ちに質疑に入りました。

主な答弁としては、禁猟区とすべき地域の現状と猟について、猟友会は12名で、前期139羽、後期115羽で、内容はカラス、ハト、ムクドリ、ヒヨドリ、カルガモ、キジで、事故の報告はありません。

鳥獣駆除につきましては、前期は4月、5月、後期は9月、10月で、JAや生産組合等の申し出により有害駆除の許可を受け、日にちを決めて行っています。

今後の手続は、採択されたら地域住民の要望と猟友会の同意が必要で、来年度以降の申請になるよう事務を進めていくこととなります。

禁猟区になった場合でも、有害駆除は引き続き行っていきますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、周辺にはメイツ、保育園もあり、住民の安全を第一に考える。また、駆除について住民に十分周知することをお願いし採択に賛成すると、3名の委員より賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第3号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情第3号の審議経過と結果の報告を終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

ただいま、報告されました陳情5件について順次、採決に入ります。

初めに、陳情第2号について採決を行います。

陳情第2号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.9 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第3号について採決を行います。

陳情第3号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第4号について採決を行います。

陳情第4号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.11 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

続いて、陳情第5号について採決を行います。

陳情第5号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第6号について採決を行います。

陳情第6号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.13 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

認定議案第1号から認定議案第9号までの9議案を一括議題といたします。

決算特別委員会に付託しておりました認定議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審議結果について委員長より報告を願います。

安井 明決算特別委員長、登壇にて報告を願います。

No.14 ○決算特別委員長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がございましたので、決算特別委員会の報告を申し上げます。

本決算特別委員会は、去る9月9日付で付託されました認定議案9件について、9月18日及び19日の2日間にわたり、全委員及び市長以下各部長、次長、課長、監査委員出席のもと、委員会を開催いたしました。

それぞれ長時間にわたり慎重に審議されており、また多くの議員も熱心に傍聴をいただいております。審議状況等につきましても既にご承知のことと存じます。簡潔にご報告することにいたします。ご承知いただきますよう、あらかじめお願い申し上げます。

初めに、本委員会の進め方につきましては、初日に一般会計の1款から9款までの説明及び質疑を行い、2日目に一般会計の10款から14款までと、特別会計の説明及び質疑を行った後、討論及び採決を行いました。

なお、採決の結果、認定議案第1号から第9号は、すべて認定すべきものと決しましたので、まずもってご報告を申し上げます。

それでは以下、主な審議内容をご報告いたしますが、何分にも広範囲にわたっておりますので、質疑についての主な答弁のみご報告いたしますので、よろしく願いいたします。

最初に、現金の保管及び一時借入金の状況並びに財産の保管及び移動状況について、会計管理者より説明を受け、質疑に入りました。

主な答弁としては、普通財産の花き市場の土地については、もともと阿野土地改良区内の道路敷と水路敷でした。その後、市場を誘致し無償で貸与しており、建物の敷地を宅地、その他を雑種地として区分していますとの答弁がありました。

次に、一般会計の歳入全体について総務部長より説明を受け、質疑に入りました。

主な答弁としては、税制改正により、個人市民税、臨時財政対策債などにより約2億円の減、継続的に18年度から三位一体改革による児童手当国庫負担金、尾張農業共済事務組国庫負担金が約1億7,000万円の減により約3億7,000万円の減額です等の答弁

でした。

次に、一般会計の歳出に入る前に、職員の人件費について一括して企画部長より説明を受け、質疑に入りました。

管理職手当を定額としたことにより、約 60 万円の増となりましたとの答弁がありました。

次に、一般会計の各歳出についてであります。各款ごとに区分しそれぞれ説明を受けた後、質疑に入りましたが、以下同様に、主な答弁のみご報告いたします。

1款 議会費について、主な答弁としては、議長・議会交際費の支出については、社会通念上妥当と認められる許容の範囲内であると判断した上で支出を行っています。

政務調査費に関する不用額については、会派ごとの使途基準の資料はつくっていません等の答弁がありました。

2款 総務費について、主な答弁としては、秘書人事管理費の負担金、補助及び交付金の不用額 298 万 6,210 円は、職員互助会への補助金の残であり、18 年度に対して 19 年度は事業を見直して精査した結果です。

職員研修事業で、市町村アカデミーへ1人を派遣し、費用は7万 9,000 円の旅費です。

不用額の状況は、100 万円以上の残を記載しているが、金額的に大きいものもあるので、予算に対する割合について来年度に検討をします。

テレビ広報に対する視聴率は、調べたことはありません。

職員健康診断事業では、個人にかかる自己負担はありません。

職員の採用に関して事前に問い合わせはありません。

行政評価は、18 年度の事業を 19 年度に、19 年度の事業を 20 年度に評価しており、18 年度はCが1件だったが、19 年度はCが7件、Dが4件で、厳しく評価しています。

公用車は、総務課管理が 31 台分で、保険は全国市有物件の保険に加入しています。

公用車の保険は総額で 53 万円弱であり、補償は対物が 500 万円、対人が無制限です。

庁舎の樹木管理は、18 年度までは高木と低木を一括して発注していましたが、19 年度は見直しをして、高木は造園業者に、低木はシルバー人材センターに委託しました。

環境整備事業費の交付率は、第1要綱は競馬の売り上げに対して交付されるもので、19 年度は 43%でした。第2要綱は、周辺の整備で 60.5%であり、大脇館線などの工事に充当し、全体的には 47.7%でした。

2市1町情報化推進研究会は、豊明市、日進市、東郷町で組織しており、情報化に伴う諸問題の意見交換などや、電算導入などの共通の課題を目的としています。広域化による開発も目的の一つとしています。

駐輪場の収容台数は、前後駅は無料が 1,025 台、有料が 400 台、豊明駅は無料が 800 台、中京競馬場前駅が有料 250 台で、合計 2,474 台です。

市税の収納率は、35 市中、現年度分は 12 位、滞納繰越分は1位で、全体では4位です。滞納に対して電話での催告は行っていますが、訪問は行っていません。

営業所得者の納税義務者の減は、高齢化による後継者の不足によるものと想定している。その他、団塊世代の退職も考えられます。

ユニバーサルデザイン推進事業の講演会・研修会は、市民が10人で職員が44人で、主に職員を対象とした事業です。

DV被害者支援講座の受講者は、相談員としては活動していません。

市長への手紙の趣旨を四半期ごとにまとめて、市のホームページで公開しています。

集会所の建築は、補助事業であるので発注等に特に決まりはないが、桶狭間区は建設工事のため、8社による競争入札を指導しました等の答弁がありました。

3款 民生費について、主な答弁としては、民生委員については、平成19年12月1日で81名から6人増員し、87名としました。1人当たりの担当世帯数は、平均250世帯です。

生活保護費の相談件数については124件、うち申請件数は26件で、開始件数は24件、取り下げ1件で、廃止件数は35件です。

災害ボランティアコーディネーター養成講座については、平成17年度から実施され、延べ63名の方が受講済みです。

宅配給食サービスについては、19年度2万4,022食です。18年度に本人負担を300円から400円にした関係で減になったと考えています。財政状況、高齢者福祉全体の中で検討しました。

宅配給食サービスについては、財政状況、高齢者福祉全体の中で検討しました。安否確認、栄養については内部で検討しています。

緊急一時保育の場合、利用者の希望は、地域で近いところの園を希望しているので、できるだけ近い園での受け入れをしています。希望園での受け入れが困難な場合は、園長が他園での受け入れを要望するようにしている等の答弁がありました。

4款 衛生費について、主な答弁としては、廃食用油リサイクルについて、毎月40リッター精製し、給食センターから4,920リッター入れました。コストについては、リッター当たり160円で、軽油換算しますと62万6,400円浮いたこととなります。

ごみ回収量が前年度より減少したのは、分別を厳しくチェックしており、リサイクル資源に回ったと思われます。

善意の井戸水については、水質検査の結果、雑用水として使えます。管理については、個人にお願いしていますので、毎日利用しているかは把握していません。

資源ごみ回収の奨励金については、区、町内会とも協力して減額していきたいと思いません。

狂犬病予防対策事業では、19年度の犬の登録は4,500頭です。

市内の救急指定医は、藤田保健衛生大学病院だけです。

不妊治療については、33件、2分の1助成で91万6,000円ほどです。

健康診査の推移については、基本健診からミニドックに移行したが、がん検診を単独で受けられるかによるものと考えます。

母子保健事業では、3カ月～3歳児健診のフォローについては、電話、手紙で確認し、連絡のとれない方については訪問して確認します。

休日診療所の市外利用者は 238 人で、全体の 12%です。

ヘルスアップサポーター養成講座については、受講者は 23 人です。

「健康21」はウォーキング参加者が増えています。輪を広げていくことが「健康21」につながると思います等の答弁がありました。

5款 労働費について、主な答弁としては、新しい臨職についてもらっても、職安の関係もあり、研修に行く必要もあります。職業案内などにより、職場にファクスや電話連絡をして、職安から紹介してもらうことになり、仕事にも慣れているのでOBをお願いしています等の答弁がありました。

6款 農林水産業費について、主な答弁としては、家畜防疫対策事業費には、牛に対する防疫対策と、鳥インフルエンザも含まれています。薬剤は、牛舎の消毒と鶏舎の害虫駆除です。家畜防疫は鶏も多いが、牛との両方です。

農業委員会の転用以外の付議案件の内容と件数については、農地改良 30 件、所有権移転 14 件、使用貸借権の設定5件です。

農業委員会としては、農地転用で許可しています。それまでが農業委員会の役割と思っています。

新たな土地改良の必要性は、荒れていた土地をまとめて、優良農地にするためです等の答弁がありました。

7款 商工費について、主な答弁としては、小規模事業指導者補助金は、ほとんどが商工会職員の人件費です。局長と職員の方で、職員は正職が6人、パートが3人です。

企業立地奨励金は、19 年度がピークです。納税に関して、未納がないことを確認しています等の答弁がありました。

8款 土木費について、主な答弁としては、豊明南部地区まちづくり基本構想策定業務は、国道1号線から南部地区の今後の土地利用の施策を調査したものです。

調整区域を市街化にする計画など、今後 10 年間の事業計画で、年度は限定していません。

道路維持修繕事業では、九百数十件で、ほぼすべて対処しています。

随意契約の地方自治法施行令の6号の適用根拠は、他の発注者との連携で安くなり、経費の節減ができるためです。

公園施設の維持管理作業の委託は、管理委託を始め遊具等補修作業まで全部を合わせたものです。

木造住宅耐震診断の対象の 7,500 棟のうち、トータルで 1,067 棟の診断が済んでおり、そのうち、トータルで 121 軒の改修が済んでいます。

フラワーボランティアによる公園等の植栽は、今後も無償で進めたいと考えています等の答弁がありました。

9款 消防費について、主な答弁としては、自主防災組織について、代表者がかわる可能性はあります。固定できればありがたいです。

自主防災組織で、人と防災未来センターへ研修に行きました。また、資器材の取り扱いの研修を実施しました等の答弁がありました。

以上で1日目の一般会計1款から9款についての報告を終わり、続いて2日目、一般会計10款から14款まで、そして8特別会計についての報告をいたします。

10款 教育費について、主な答弁としては、栄小学校ガス配管改修工事は、北校舎でガス漏れが発生し配管の敷設がえをしたものです。古い管も耐震工事にあわせてかえています。

教育振興費の不用額については、フレンドひまわりの指導員1名が通常の勤務時間9時から17時までが、9時から15時までの勤務となり、勤務時間数の減少によるものです。

中央調理場で2回の便所改修工事は、事務室と調理場の2カ所です。

アスベスト除去工事完了後、粉塵については検査しており、アスベストは飛散していないことを確認しています。

大脇梯子獅子保存伝承事業補助金について、破損による修繕等は別途半額補助をしています。

前後区、坂部区の太鼓の修繕も同じです。

健康診断検査による生活習慣病の指導は、養護教諭等が身体計測の結果を受けて指導をしています。

児童の肥満傾向については、小学校男子175人、女子138人、中学校男子107人、女子72人です。

特別支援教育支援員は、特別支援学級または通常学級の発達障害児に対応をします。

特別支援員は、各学級の状況で配置が決定します。特別支援員については、障害の程度や人数等により各学校が適切に配置します。

適応指導教室では、在宅の子については、各学校が家庭訪問をして、つながりを持っています。

小学校教育振興補助事業では、災害発生の原因については、特別に調査していません。

双峰小学校においては、外国の児童が多く、若干、落ち着きに欠ける面があると思われます。

公民館費では、館長については、市の全体計画の中で配置しました。

文化会館の午前、午後、夜間の利用実態の把握については、今後の検討課題とします。

図書館の全国ランキングは、人口規模等により細かい区分で分かれています。

体育館利用者が減少したのは、8月から3月までアスベスト除去のためアリーナ、柔剣

道場が利用できなかったためです。

スポーツ教室受講料について、当初、前期分のみの計上でしたが、教室受講者からの強い要望で、後期についても開催し増額となりました等の答弁がありました。

11 款から 14 款までについて、主な答弁としては、公債費返還のピークは、21 年度です。

率の高い公債費の借りかえについては、国の施策で該当するものが決まっており、補償金免除の繰上償還については、一般会計ではありません。

基金について、19 年度は取り崩しが5億円、積み立てが2億 2,000 万円であり、現在の残額は1億 374 万円です。災害等のことを考えますと、10 億円あれば理想的ですとの答弁がありました。

特別会計についても、各会計の議案ごとに説明を受けた後、質疑に入りましたが、一般会計同様、主な答弁のみご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

認定議案第2号の国民健康保険特別会計について、主な答弁としては、賦課徴収費の不用額については、新規システム改修 670 万円、その他作業 340 万円などです。

保険財政共同安定化事業拠出金については、18 年 10 月からの制度試行ですので、18 年度予算の2倍額を予算措置しましたが、件数がそこまで伸びなかったためです。

不用額の要因は、見積もり内容の聞き取り、他市の状況の確認等をし、予定価格を厳しく設定したためです。

予備費より充当したのは、住民検診分を国保が負担するための成人病予防検診負担金です。

基本健診とミニドックの受診率は、把握していませんが、合計 139 名が受診しました等の答弁がありました。

認定議案第3号の下水道事業特別会計について、主な答弁としては、境川流域下水道維持管理費負担金の単価は、流域の6市3町の協議の中で決めています。立米当たり 53 円が、19 年度から 47 円に変更をされてきました。

境川流域下水道事業推進に係る協議会の負担金は、境川流域下水道の処理場の建設に係る負担金で、豊明市は 0.95%強を負担しています。協議会関連の整備のための負担金で、6市3町の中での割合です。

境川流域下水道事業推進に係る協議会の負担金は、構成市町で協議して負担割合が決められています。

受益者負担金電算事務委託は、電算システムの保守の委託料です。

マンホールポンプは、構築した業者と随意契約をしています。

水質土壌等分析委託は、工場等の排水を分析するもので、市の学校給食センターや保健センターなどを始め 13 事業所を分析することが市の業務と定められています。市が民間の工場等を調べる年3回の中で、クロムや鉛などの項目が決められています。

豊明市特定都市下水道計画策定業務委託は、平成 16 年度制定の特定都市河川浸水被害対策法により、境川について、河川の指定、流域を指定することにより、今後の浸水

被害対策の案を策定するものです等の答弁がありました。

認定議案第4号の土地取得特別会計については、質疑はありませんでした。

認定議案第5号の墓園事業特別会計については、基金は、永代使用料の1割と利息を積み立てることになっており、繰入金は、永代使用料の見込みが21年度に終わるので、財源として22年度に2,400万円繰り越したい等の答弁がありました。

認定議案第6号の老人保健特別会計については、主な答弁としては、医療費が伸びてきたのは、高額医療費の伸びであり、要因は、高齢化と医療の高度化によるものと考えます。

3割負担に上がった人の割合は、つかんでいません。基本的には1割負担ですとの答弁がありました。

認定議案第7号の農村集落家庭排水施設特別会計については、主な答弁としては、賦課漏れについては、排水使用料の現年度分の中で、24万2,312円が収納済みです。

沓掛浄化センター維持管理での委託事務事業実績の合計は2,454万円ほどで、差額は管理施設の設計が4件あります等の答弁がありました。

認定議案第8号の有料駐車場事業特別会計について、主な答弁としては、公益会計では、利用料収入で維持管理を賄い、建設費は一般会計からの繰り入れで行っており、さらに市民サービスの向上を図っています等の答弁がありました。

認定議案第9号の介護保険特別会計について、主な答弁としては、認定調査費等の不用額は、19年度から介護度4について更新期間を1年から2年にしたことによるものです。あとは執行残です。

平成19年7月、厚生労働省の指導があり、要支援の認定が増え、要支援の給付費も増えました。

高齢者自立支援については、2人のヘルパーが30分から1時間、老人世帯を訪問してお世話をするものです。委託料が増えた分は、人件費が上がったためです。

総合相談事業について、在宅介護支援センターの3カ所の合計では、850件減っています。在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの窓口の役割を持っており、従来の直接訪問的なことから特定高齢者の実態把握に努めてまいりました。

地域包括支援センターは、直営で発足しており、役割については検討中であります。

介護保険費用適正化事業では、虐待については、十分対応しています。

介護保険費用適正化事業については、介護相談員6名で施設を中心に訪問しており、虐待等の抑止になっています等の答弁がありました。

以上で、各認定議案の質疑を終結し討論に入り、各委員より賛成、反対の討論がありました。委員会での討論は、本日改めて本会議場で詳しく討論されると思いますので、ここでの報告は省略させていただきます。

なお、採決については議案順に行い、委員会報告書のとおり、認定議案第1号及び第8号の2認定議案は賛成多数で認定すべきものと、認定議案第2号、第3号、第4号、第5

号、第6号、第7号及び第9号の7認定議案は全会一致で認定すべきものと決しました。
以上で決算特別委員会の報告を終わります。

No.15 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。
以上で委員長報告を終わります。
これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑のある方は挙手を願います。
石川清康議員。

No.16 ○20番(石川清康議員)

1点お尋ねいたします。
公用車にかけてあります自動車保険損害補償額の内容について、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

No.17 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
安井 明決算特別委員長。

No.18 ○決算特別委員長(安井 明議員)

公用車は総務課管理が31台分で、保険は全国市有物件の保険に加入しています。
公用車の保険は総額で53万円弱であり、補償は対物が500万円、対人が無制限ということですが。
以上です。

No.19 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入りますが、討論については9議案を一括して行い、採決は各認定議案ごとに行います。
討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。
初めに、山田英明議員。

No.21 ○3番(山田英明議員)

それでは、認定議案第1号 平成19年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定議案第2号 平成19年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定議案第9号 平成19年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで一括して、市政クラブを代表し賛成の立場で討論をいたします。

国は、基本方針2006で示した5年間の歳出改革を進めており、地方自治体に対しても歳出改革を強く推し進め、削減を続けています。

また、三位一体改革による税源移譲として、国から3兆円が地方へ財源が移されましたが、5兆円の交付税の削減、4兆円を超える補助金、負担金の見直しのため、地方に対しては非常に厳しいものとなっております。

本市においても、平成19年度決算では、歳入に大きな影響を及ぼしています。本市の財政の特徴は、借金に当たる市債は多くなく、他市と比較しても少ないほうであります。貯金に当たる基金が少ない。平成19年度決算でも、財政調整基金の取り崩しは5億円に対し、積み立ては2億2,000万円であり、約2億8,000万円のマイナスでした。

さらに、花と緑基金の廃止で2億1,000万円、福祉基金の取り崩し1億円などを合わせると、取り崩しと積み立ての差が約6億円超となります。

このような財源の不足を基金の取り崩しに頼り、財政運営し事業を行っていますが、この基金も残りわずかなものである現状を見ると、さらなる財源の確保、歳出の抑制を市当局に望むものであります。

この財源不足の要因の一つに、一般会計から特別会計への繰出金があると考えられます。繰出金の総額約23億円で前年度比約2億円の増となり、特に国民健康保険特別会計は約5億7,000万円、前年度比約1億円の増、下水道事業特別会計は約9億5,000万円、前年度比約5,000万円の増となり、一般会計に大きな影響を与えているので、各特別会計内において努力していただきたいとお願いするものであります。

さて、平成19年度の決算について、本市の一般会計の総額は歳入178億3,542万320円で、前年度比2億1,312万7,392円、1.2%の増、歳出は170億6,441万2,520円で、前年度比1億6,207万8,648円、1.0%の増で、歳入歳出ともに前年度比微増となっております。歳入は、先ほど触れた基金の取り崩しで財源を確保した決算であります。

財政力指数において、平成17年度は0.95、平成18年度は0.97、平成19年度は1.00と上がっており、平成19年度は本市も交付税の不交付団体となりましたが、これは三位一体改革の影響を受けており、本市の財政状況が好転したのではなく、喜ぶことも安心することもできないのです。

初めに市税ですが、105億3,759万円で、前年度比約8億6,000万円の増で、このうち市民税が税源移譲などで約7億6,000万円の増であります。地方譲与税約4億8,000万円、地方特例交付金約2億3,000万円、地方交付税約9,000万円、合わせて8億円の減と

なっております。相殺すると、三位一体改革の影響はここで約 4,000 万円の減となります。

次に、国庫支出金約2億円増、県支出金1億円増は、ともに増加しているが、これは主に児童手当の拡大によるもので、繰越金は2億円の減となっており、ここも財源に大きく影響しています。

市債は 8,500 万円の減で、主な要因は、臨時財政対策債約 6,000 万円減、市民税等減税補てん債約1億円減で、ここも三位一体の改革の影響を受けています。

このように、厳しい歳入の中でやりくりしてきた決算であると理解していますことを申し添えておきます。

それでは、歳出についてであります。

予算現額は 176 億 2,500 万円余で、執行率が 96.8%で、不用額は5億 1,100 万円余りであり、執行率は前年度比 0.1 ポイント下回っております。農林水産費、商工費の減額が大きく、一方、民生費と教育費の増が目につくところです。

それでは、主なものについて款別に述べてまいります。

初めに、2款 総務費です。財産管理費で、自動体外式除細動器(AED)を図書館、南部公民館、勤労会館、総合福祉会館、勅使会館の5カ所に設置され、これで市内の公共施設 12カ所に設置されたこととなります。市民の緊急時に対応でき、大いに評価するものであります。さらに設置の拡大を要望するものであります。

3款 民生費では、児童手当の拡大、3歳未満児が 5,000 円から1万円となり、子育て支援の一助になったと思います。

また、沓掛保育園の耐震改修工事が施工され、園児の安全確保につながった工事であると評価します。中国四川省の地震のことを考えますと、早期に最優先の事業として耐震補強工事の実施を強く望みます。

4款 衛生費、廃食用油リサイクル装置を購入し、ごみ収集車の燃料として使用、有機循環推進事業として生ごみ分別推進地区の世帯数の拡大を図ったことは、環境面から評価できますが、堆肥センターの維持管理費には多大な支出をしていることを理解し、支出の抑制に努めていただきたい。

6款 農林水産費では、前年度比大幅な減額となっております。当初予算では切山西地区土地改良事業が計上されていましたが、事業を進めることができずに未執行に終わったことは、残念な結果であります。厳しい財政状況であります。予算計上、執行には十分な対応を望みます。

7款 商工費も前年度比大幅な減額が生じています。これは、新左山工業団地の事業が終了したことによるものであり、その地内の企業に対する企業立地奨励金は平成 19 年度がピークとのこと、今後の財源確保に大いに期待します。

8款 土木費は、前年度に引き続き減少していますが、区長要望工事は市民生活に直にかかわるものであります。厳しい財政状況の中ではありますが、職員でできるものは職員でやり、経費の削減に努力をしていただきながらできる限り対応されることを望みます。

9款 消防費、消防南部出張所の設計委託料が執行され、平成20年度建設が進められています。市南部に常設配備されることにより、市民の安全・安心に対し大いに活躍を期待するものであります。

10款 教育費は、民生費の次に伸びています。校舎の耐震補強工事や耐震診断、設計委託料の増が要因であります。市内には約6,000名を超える児童生徒がいます。教育施設の耐震化は最優先事業として取り組んでいただくことを強く要望します。

また、福祉体育館のアスベスト除去工事は、多くの市民の皆様が利用されています。これで安心して利用できるものであります。

12款 公債費につきましては、前年度比約5,000万円増加しています。ピークは平成21年度とのことですが、今後、新たな市債はできるだけ抑え、市債残高の減少に努めることを要望いたします。

次に、特別会計であります。

国民健康保険特別会計では、歳入歳出とも医療費の伸び等で前年度を上回っています。そして一般会計からの繰り入れも約1億円増加しております。

なお、収入未済額が増加しておりますので、未納防止策に努めていただきたい。

下水道事業特別会計は、歳入歳出とも前年度を上回っていますが、一般会計からの繰入金も約5,500万円増加、総額9億5,595万8,000円になっています。

下水道使用料については、収納率が94.7%と、前年度に対して0.7%の減となっており、使用料の賦課漏れが原因のようであります。使用料は下水事業の大切な収入源であります。早期に賦課漏れ事案に対処し、市民の皆様の信頼確保及び財源確保のために努力されることを要望します。

有料駐車場事業特別会計については、歳入の伸びは、8月に供用開始した17台分と、北口の増設7台分による10.4ポイントの伸びであると思います。

歳出での伸びは維持管理費のものであり、金額にして約1,200万円余の増は、名鉄電車の終電時間以後までの時間延長や、利用度の向上により使用料の増収と行政サービスの充実により十分相殺されるものであり、公益事業として費用対効果を求めるものでないことを理解しています。

一般会計と特別会計を合わせた全会計、歳入325億円余及び歳出316億円余は、ともに前年度を上回って大きな額となっています。

しかし、それらの事業はすべて市民サービス、市民の福祉の向上を図る上で重要な事業であったと理解いたしました。

財源不足を基金の取り崩しで対応する苦しい決算であったと思われませんが、一般会計からの繰り出しによるものの、下水道事業特別会計を始め赤字決算になるものではなく、平成19年度一般会計、各特別会計のすべての決算については、適正であったと判断いたしました。

なお、電算関係を含めた委託料、各種補助金の見直し、随意契約の見直しなど、歳出の

さらなる削減、企業誘致や税使用料の未納防止などによる財源確保に最大限努力をしていただくことを期待し、認定議案第1号から認定議案第9号までの賛成討論を終わります。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

ここで、討論の途中でありますが、10分間の休憩といたします。

午前11時3分休憩

午前11時14分再開

No.23 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、三浦桂司議員

No.24 ○6番(三浦桂司議員)

認定議案第1号の一般会計、認定議案第2号から第9号までの特別会計において、みらいの会を代表して賛成の立場で討論いたします。

今回の一般会計は、約170億6,000万円余で、昨年より1.6億ほどの伸びを示しております。

決算特別委員会の中でも繰り返し発言されていたように、当市の財政調整基金は底をつきかけ、基金残高も1.7億となってしまいました。歳入不足分を基金で取り崩して賄うという手法は、今後使うことはできません。新規事業の着工はおろか、従来の事業の縮小まで手をつけなければならないこととなります。みずからの手で、みずからの頭で、みずから汗を流しながら、市民の方の理解、協力を得て進めていかなければなりません。

三位一体改革は当市を直撃して、財政がより疲弊してしまい、財政力指数は数字マジックにより1.0まで上がってしまい、交付税も不交付団体にされてしまいました。繰り返しますが、より厳しい状況に追い込まれております。交付税の算定基準というのは、国より示されるものでありますので、一度不交付団体になった当市においては、恐らく復活するのは望みが薄いと思われれます。

一般職員の人件費においては、18年4月より給与構造改革により基本給を4.8%下げる措置がとられており、人件費の抑制効果にはなっており、この効果は19年度にも及んでおります。

一方、職員数においては、集中改革プランにおいて団塊の世代の大量退職に備え、550名から552名、暫定的に2名の増加になっておりますけれども、これはいたし方なく、27年度には491名体制まで削減するその姿勢を注視していきたいと思っております。

当市を取り巻く他市町は、比較的財政力指数が高い市町が多く、その市町と比較されて、当市のサービスが劣っているのではないかと市民の声をよくお聞きいたします。市

長、職員のみならず、現在、当市が置かれている現状を議員各位におかれても説明する義務があると思っております。

増収が見込めない中、事業を縮小するのか、市民の方に負担をお願いするのか、大変厳しい時代となっております。限られた予算の中でいかに費用対効果を高めるのか、皆さんで知恵を絞らなければなりません。

土木費においては、道路新設改良費の中に市民要望、区長要望工事等々が含まれております。各地域住民にとって、区長要望工事などは切実な要望であり、また特殊性、緊急性のあるものに関しては、速やかに執行すべきです。

決算書、実績報告書においては、前年対比大きく増減している部分は目につきますけれども、従来の慣行で執行されている部分についてはしっかり見直し、多くの時間や費用を費やして作成する書類についても、より簡素に、理解しやすくする必要があると考えております。

構造改革のひずみが格差の増大という形で、競争力の弱い市町にしわ寄せが来ております。勝者の論理ではなくて、この広がっている格差をしっかりと見詰めていただきたいと思っております。

働く貧困層の増加、食の安全、アメリカ発のサブプライムローンによる金融不安、利益追求一辺倒が生み出したこの弊害に対する対策を、セーフティーネットを構築しなければなりません。

後期高齢者対策、後期高齢者医療保険制度対策では、舛添大臣の唐突な見直し発言に始まり、もし見直しされることになれば、新たなシステム改修に費用負担が生じることとなります。

電算委託料、これにおいても随意契約2号、5号が多いわけですが、今後はできるだけ精査をして、一般入札できるものは一般入札に、その方向に変えていくべきだと考えております。

豊明市も、市民協働のまちづくりをうたう以上、NPOやボランティアの人を育成する部分に力を入れていただきたいと思っております。この人たちは、前も言いましたが、税を払いながら、なおかつ無償に近い形で協力していただいております。

この点を強く要望いたしまして賛成討論といたします。

No.25 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、一色美智子議員。

No.26 ○11番(一色美智子議員)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、認定議案第1号 平成19年度豊明市一般会計と、特別会計認定議案第2号から第9号までの歳入歳出決算認定について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論をいたします。

強力な中小企業支援策が次々と実施され、日本経済は着実に回復に向かってきていました。ところが昨年来、米国の信用力の低い個人向け住宅ローン問題に端を発する金融不安が、世界に暗雲を広げています。株式市場から離れた投機マネーが原油や穀物価格を押し上げる異常事態を招き、追い打ちをかけるように米国の大手証券会社が破綻する事態にまで発展、経済にも先行き不透明感が高まっています。

世界の構造変化に起因するこれらの激動に、我が国の国民生活は今、深刻な事態に陥っています。今後も、さまざまな方面に影響が及ぶことは避けられません。市民の生活を第一に考え、生活者の目線に立ってあらゆる改革を進めていく上で、豊明市民の生活を守っていただきたいと思います。

それでは、本題に入ります。

決算収支状況で、一般会計、特別会計の合計歳入は325億3,734万円余で、歳出は316億325万円余で、差引残高は9億3,408万円余、実質収支額は8億8,443万円余で、単年度収支は576万円余の赤字となっております。

16年、17年と赤字が続き、18年度の単年度収支も1億6,950万円余の赤字です。19年度の単年度収支も576万円余の赤字です。連続赤字が4年続き、3年以上継続して赤字になる場合には、財政状況が継続して悪化している危険性があります。

20年度の単年度収支が黒字に転換するよう、当局の自助努力が必要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

財政力指数は年々上昇し、平成17年度は0.95、平成18年度は0.97、19年度には1.03になり、三位一体の改革により不交付団体となり、今後も財源の確保等、非常に厳しい財政状況が予想されます。

公債費率は7.5で、財政構造の健全化を保つには10%程度と言われていますが、低いほうが望ましいので、前年度より0.5%下がって健全な範囲だと思われれます。

今後も健全財政に向け、努力をしていただきますようお願いいたします。

歳入については、178億7,661万円余で、前年度比プラス1.2%、自主財源の根幹である市税は、前年度2億4,711万余の増収に続き、8億6,940万円余の増収の105億3,759万円余となりました。前年度より8.9%の増加であり、総収入の58.9%を占めています。これは、三位一体の改革により、所得税から住民税への税源移譲により税収が増加となったためであります。

次に、歳出については、一般会計170億6,441万円余、特別会計145億3,884万円余で、前年度と比較して6億5,671万円余で2.1%の増です。

性質別に見ますと、人件費、扶助費、公債費の義務的経費83億6,700万円が全体の48.9%を占め、昨年より0.5%の増加です。財政の弾力性に欠ける方向になりつつあります。

投資的経費は8.1%で、その他の経費が43%です。

歳出合計は170億8,200万円余になり、2.1%の増になりました。

民生費では55億1,157万円余で、歳出総額の32.3%を占め、前年度比1.7%の増加をしていますが、福祉医療を始め社会福祉、児童福祉、生活保護費など、市民が安心して暮らしていける最たるものであり、今後さらに増加していくと思われるものでありますが、必要で減らすことのできない費用であります。

衛生費、塵芥処理費では、廃食用油リサイクル装置を購入し、ごみ収集車の2台分の燃料として使用し、新規事業を開始し、また有機循環推進事業では、豊明エコ堆肥の販売も始め、今後にさらなる期待をしていきたいと思っております。

次に、特別会計の国民健康保険特別会計で、歳入総額61億2,376万円余、そのうち保険税収納額は21億1,762万円余で、調定額28億2,877万円余に対して74.86%の収納率で、前年度比0.55の減であります。現年度分の収納率は92.65%と、前年度とほぼ同じ水準で収納されております。当局のご努力が見受けられます。未収納額が6億7,773万円余で、調定額の4分の1を占めていることが問題です。今後、一層の未納者の収納率アップの対策が求められます。

歳出総額は61億1,792万円余で、そのうち保険給付費は40億9,767万円余で、前年度比7.8%の増加になっております。年々増加をしていっています。その要因は、一般被保険者が減少しているのに対し、退職被保険者の増加により受診率が上がり、療養費が大きく伸びたためです。一般会計からの繰入金も5億7,769万円余と多く、それでも実質収支額は、前年度は2,590万円に対し584万円と少なく、次年度の国保会計が心配です。国保財政の健全化に向け努力をされますよう要望いたします。

行政コスト計算書を見てみますと、一番コストがかかっているのが民生費で、全体の35.4%を占め、総務費、教育費と続いています。市民1人当たりの行政コストは約23万円です。収入項目を見ますと、教育費の使用料、手数料が多く、民生費では、国庫県支出金が0.26と高くなっています。行政コスト総額は160億8,086万円余で、それに対する収入は151億4,706万円余で、差し引き一般財源と増減額は9億3,380万円余の赤字になっています。コストが収入を大幅に上回る苦しい財政状況が見えます。

今後、団塊世代の退職者が増え、それに伴い市民サービスの低下を招かないように、また財源不足を補うため、臨時財政対策債の借り入れや、耐震改修事業の推進に対する借り入れが計画されていますが、健全化を損なうことなく事業を進めていこう、景気は後退局面に入りつつありますが、まずは緊急の手当てをしてから目標に向かい、市民の安心と安全を守り、行政改革、むだゼロの推進を行っていくよう要望をいたしまして、認定議案の賛成討論といたします。

No.27 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.28 ○13番(前山美恵子議員)

認定議案第1号 一般会計、2号 国民健康保険特別会計、9号 介護保険特別会計について反対をし、その他の認定議案については賛成といたします。

まず、一般会計についての討論をさせていただきます。

18年度までの3年間で三位一体改革が一段落しましたが、自治体レベルでは、19年度から三位一体改革の影響がじわじわと進行し始めました。一つは、国庫補助負担金の削減の影響です。4年間で5兆円の国庫補助負担金が削減され、3兆円は税源移譲されたものの、総枠として財源が不足することとなったからです。

削減された事業の国庫補助負担金は、就学援助費や保育所運営費、農業委員会関係、介護保険事業費など、暮らしに直結するものが多くを占めており、その影響が19年度あたりから出始めてまいりました。

また、税源移譲された3兆円は直接地方の税収となりましたが、国庫補助負担金の削減を補えないのが実態であります。この不足分を補うための地方交付税ですが、本市では、19年度から不交付団体になり、その恩恵も受けることができませんでした。

このほか、定率減税の廃止に伴う増税分は、個人住民税としては増額になりました。しかし、これまでの定率減税による減収分は、特例交付金や減税補てん債などで補てんをされておりまして、定率減税が廃止になり、この補てん措置がなくなったことで、市の財源としては基本的に増収にはなりませんでした。

定率減税と同時期に導入された法人事業税の減税措置が本則扱いになったものの、それに伴い地方特例交付金減税補てん債がなくなったため、地方交付税不交付団体になった本市は、経過措置を3年間だけ受けることとなりました。その額がたったの3,500万円です。

しかも、不交付にされたことで、現在まで国の責任で負うべき減税補てん債の累計22億円、臨時財政対策債の累計50億円が、本市の債務となってしまいました。このことは重大だと言わざるを得ません。本市の財政難をつくった責任がここにあるということを申し上げて、これは反対の最大の理由としておきます。

さて、小泉構造改革による増税で生活費が圧迫され、貧困と格差が広がっています。

例えば、生活保護世帯が平成7年で80世帯であったものが、平成19年には151世帯になり、就学援助受給者が平成7年で150人だったものが、平成19年には390人にもなっています。

さらにここ数年、市民の生活は、収入は減ることはあっても増えることはありません。また原油の高騰や物価高に、高齢者を始め多くの市民が生活苦にあえいでいます。

こうした中で市は、市民生活を守り、暮らしや福祉、教育、医療を充実させるために予算を使うことが切実に求められているところです。

ところが、増税と連動して保育料が引き上がったたり、高齢者の福祉給付金がカットされたりするなど、福祉制度の後退を招く事態が発生をしても、この救済策を講ずることなく放置したままであります。

また、19年度より新たに受益者負担が課せられた児童クラブなど、福祉制度や各種負担料の引き上げが行革の名で行われました。

国の構造改革による生活破壊が進む中で、国の悪政から住民の生活を守る砦として存在する自治体が、国と同じように福祉後退を招いたことは、容認できません。

なお、財政が厳しい中、幾つかの緊急の課題に取り組みられた点については、評価をしたいと思います。

認定議案第2号 国民健康保険特別会計についての反対の討論です。

問題は、高過ぎる国保税のため、毎年滞納者が大量に発生していることです。厚生労働省の資料でも、国保加入者の5割以上が無職者となっており、ほとんど収入がない人たちが加入している制度です。

しかも、国保に加入している平均所得は約168万円で、一般世帯に比べ半分以下ですが、保険税はその逆で、健保に比べてかなり高額であるというのが特徴です。

そのような中で厚生労働省は、滞納者に資格証明書の発行を義務づけております。このため、全国でも深刻な事態が発生しているところです。

本市では、資格証明書の発行は回避されておりますが、約2,000人弱の滞納者が依然として存在しているところです。

高過ぎて払えない国保税については、国が国庫負担金を削減してきたことに原因があり、18年度からもさらに国庫負担金を34%にしてしまい、その他は国、県の調整交付金にしてしまいました。そのため、その額がきっちり補償されているか定かではありません。保険基盤安定制度も同様の仕組みになりました。調整交付金は、国の方針に従わなければ調整するというペナルティーを科すことが容易にできるわけで、これには容認できません。

このような状況下で、市として一般会計から繰り入れを多くして国保税の引き上げを抑えられたことには、評価をするものであります。

とは言っても、払えないほどの国保税の抜本的な解決を図るべきと、ここに申し上げておきます。

さて、定率減税の縮小、年金者への控除縮小に伴い、国保税の増税を招きました。また、法定減免制度が受給できない市民も発生をしました。この対策は置き去りにされたままであり、直ちに何らかの手を打たれることをここに申し上げておきます。

認定議案第9号 介護保険特別会計について反対討論をします。

19年度の介護保険についての問題点は、一般質問でも取り上げてまいりましたので、多くを申し上げませんが、高い保険料で苦しめられ、十分なサービスを受けられない事態を直ちに解決すべきだと申し上げておきます。

また、増税の影響で保険料が引き上げられた高齢者の問題や、認定で軽度者になってしまった高齢者の問題等々についても、改善されることを申し上げて、反対の討論といたします。

以上です。

No.29 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.30 ○15番(山盛左千江議員)

では、一般会計と有料駐車場特別会計に反対をし、ほかは賛成といたしまして、まず総括から申し上げます。

19年度の市民税は、定率減税の廃止、高齢者控除の廃止、税源移譲等により7億6,000万円増加いたしました。地方譲与税や特例交付金、地方交付税などが軒並み減額され8億円のマイナス、その上、小泉政権下で進められました三位一体改革により補助金が減らされたり、また自治体の負担率がアップされたりと、ここに来て予想以上の打撃をこうむり、結果、3億7,000万円の減収となりました。これほどとは思っていなかったと当局も答弁するほどの状態です。

税制改正や後期高齢者医療制度導入に伴うシステム改修費の負担、その上、今議会補正予算に計上された税源移譲に伴う還付金の総額は5,000万円となり、市税収入の目減りが見込まれています。さらなる打撃を受けることとなります。官僚にかかれば、地方自治体など思うがまま、国の地方いじめには腹立たしさを感じずにはられません。

国の戦略というか、外的要因もあり、本市は厳しい財政状況にあり、19年度も基金でその不足分を補うことを選択し、日経グローバルが発表しました基金増減額率ランキングは、734市中727位と最悪の状態に陥っております。

こうした状況下において、市は俊敏に対応できたのか、お金がないからこそどういった努力をしたのか、そこが大変重要になってまいります。財政難と言えど何でも許されるということでは決してありません。サービスカットや市民負担に手をつけるのは、最後の最後であるべきです。

私たち市政改革の会は、優先すべきは行政の無駄の排除だと考え、これまで幾度も指摘をしてまいりました。19年度決算では、これまで指摘してきたことが十分改善されたのか、有料化や値上げによる影響はどうであったのかを中心に決算審査をしてまいりました。

では、反対理由と問題点を中心に、一部ですが触れてまいりたいと思います。

まず、最大の事業費である人件費についてです。市民税105億円のうち、約50億円が正職員と臨時職員の人件費として支出されました。19年度の人事評価結果は、定期昇給以上の特別昇給が136人、全体の4分の1を占め、定期昇給以下に査定されたのはわずか8人、1.5%でした。人事評価は市民感覚と大きくかけ離れていると感じます。給料に見合った仕事をしたとは思えない職員が存在を指摘せざるを得ません。

もう一つ、庁舎以外の公共施設への人員配置に、説明のつかないケースが幾つかありました。出先の施設は、定年前の職員にゆっくりしてもらったためのところなのか、能力不足

の職員の行き場なのか、はたまた退職職員の小遣い稼ぎの場なのかと思えるほど、なぜそこにその人が必要なのか、大変あいまいな人事配置になっていました。職員の給料が市民の納めた税金だという意識の薄さを感じます。市長が常々口にされているとおり、前例踏襲・予算消化主義を脱皮するには、何は置いても職員の意識改革、やる気、そして人事配置が大変重要と考えております。

人件費に続いて2番目に多い事業費が、委託と工事契約の約 30 億円です。入札にかけべき事業でありながら、随意契約であったもの、あるいは競争性の低い指名競争入札であった件数が非常に多く、自分の財布が痛むわけではないし、面倒なことはやりたくない、そんな空気を感じております。最少の予算で最大の効果を上げるという公僕としての使命が果たされていないと、この点についても指摘しておきます。

市民への負担増や有料化については、高齢者の給食宅配サービスに特に大きな影響が出ていたと感じました。自己負担額の値上げは 18 年度に実施され、その年に 1,320 食減少しましたが、2年目の 19 年度は、さらに多い 1,652 食減りました。高齢者を取り巻くさまざまな負担が影響していると思えます。2割近い人がこの2年間で利用をあきらめざるを得なくなった上、今年 500 円に再度値上げされました。事業の効果すら危ぶまれます。

また、健康課の事業では、集団健診が 18 年から有料化され、その年、受診者は約 2,800 人激減しましたが、19 年度はさらに 900 人ほど減りました。本年度は国保のがん検診も有料化され、医療費の増大に歯どめをかけたい本市にとって不安材料と考えます。将来の大きな出費につながりかねないこうした事業を、目先のことで節約することは、大きな選択ミスと指摘しておきます。

市長への手紙の広報への折り込み廃止により、手紙の件数が4割減り、市民の意見や提言発信の機会を狭めました。これも、市民参加や協働を目指す本市の方針に反する結果です。

サービスカットも有料化も、事業縮小も入札や契約も、言うまでもなく職員がすべて行ってまいります。一人ひとりの職員が市民の暮らしをイメージして、その効果や影響を考えた上で事業執行できたのか、疑問を感じています。

次に、特別会計に移ります。

有料駐車場特別会計は、19 年に駅南駐車場の営業時間を終電まで延長し、その分の人件費を増額しましたが、延長による利用状況の把握はなく、また、駅北の台数増加と月極駐車場の工事に 1,000 万円ほどかけましたが、使用料収入は期待外れ、無残な結果となりました。

有料駐車場は下水道と同じ公営企業会計です。当局の考えをかりれば、独立採算が原則です。しかし、維持管理費のみ料金で賄えばいい、借金の返済も工事費も一般会計からの繰り入れに依存しているといった状態です。

この点をただしたところ、市民サービスだから、費用対効果も独立採算も考えていないと

言い切る始末。

下水道は資本費を料金に盛り込む必要があるとの方針を示しながら、駐車場特別会計はこれで問題ない。駐車場は対象者も事業効果も下水道とは比較になりません。同じ都市計画課にありながら、こんなでたらめな答弁ができるものかとあきれざるばかりです。とても認定することはできません。

民営化や指定管理者制度が進められる中、そもそも駐車場経営は公共が行わなければならない事業なのか、真っ先に検討すべき事業だと考えます。

次に、下水道会計について申し上げます。

19年度決算でどうしても触れておかなければならないのが、下水道の値上げに伴い大きな影響を与えた料金の賦課漏れの問題です。賦課漏れ総額は2,550万円で、そのうち1,700万円は既に時効で回収不能となり、市に多大な損失を与えました。不祥事は記録に残したくないということなのではないでしょうか、決算書にこの件に対する記載が全くなく、3月議会で決算書にわかるように記載するよう忠告しておいたことも忘れていたようでした。

下水道使用料の値上げは、18年度中には既に内定しており、19年度中にこういった点についてほとんど動けていなかったことも、問題として指摘しておきます。

維持管理費の1億円の未払い事件、元職員の贈収賄事件、そして今回の賦課漏れ、どれも経済建設部が起こしたことばかりです。たび重なる失態に、認識の甘さ、緊張感のなさを感じます。決算書の記載ミスや、質問に答えられない件数が一番多かったのも経済建設部でした。市民や議会に対する誠実さが欠けています。

次に、介護保険については認定をいたしますが、この点についても一言申し上げておきます。高齢者にとって重要な問題となりますので、しっかり聞いていただきたいと思えます。

19年度の高齢化率は、16.6%から17.5%に上がりましたが、要介護の認定者もサービスの利用率もほぼ横ばいでした。使い控えが心配されます。

そんな中、本市は要介護に比べ認定度の低い要支援の数が少ないからと、国から指導が入ったと説明がありました。国のねらいは、国の負担をいかに軽くするか、その一点に尽きます。

市は、こうした国の指導に従い、19年度後半から要支援の割合を多くするよう介護認定を厳しくしました。要支援になれば、受けられるサービスも減り、生活に即影響してまいります。

本市は、18年度に65%も保険料を値上げしましたが、利用が少なく、19年度は基金への積み立てと繰越額合わせて1億5,000万円黒字決算となったわけですから、必要な方に十分なサービスを利用していただくべきでした。

今後、保険料の見直しが検討されておりますが、この点についても十分配慮をして計画策定に臨んでいただきたいものです。

最後に、私は議会の決算審査は、事業の効果と効率、改善の必要性を見極める作業

で、一種の外部評価だととらえています。今回は、約 130 の事業に問題ありと私なりに判定をいたしました。委員会では、約 90 の事業について質問をしました。

19 年度、市が総合計画に挙げた 400 事業の評価をいたしました。そのうち評価 A、「目的である施策に貢献しているので継続したい」という事業が 304、約 80%、「予算的、人的に改善が必要」と判定した B が 64、18%、「縮小や廃止事業」は 11、2% に過ぎませんでした。私の評価の 2 分の 1 しか改善の必要を感じていないことがわかります。内部評価の甘さを指摘せざるを得ず、評価に多くの時間をかけながらこの結果では、制度が十分使いきれていないと申し上げておかなければなりません。

決算委員会での質問に対し、3 割弱について「わかりません」、「後から答えます」、「そうした数字はつかんでいません」という答弁が返ってきました。日ごろ議員の発言に気を配っていないから、漫然と仕事をしているからだと思います。

「後から」と言いながら、そのままにしている職員もいます。「議会さえ終われば」、そんな思いがあるのではないのでしょうか。民間なら、お客は黙ってほかへ移っていきますが、市役所はそうはまいません。

自治体も競争の時代、市役所も変革が必要です。日進市は、9 月 9 日に人口が 8 万人に達しました。周辺市町は本市より財政も豊かです。落ち込んでいる本市が改革に二の足を踏んでいては、生き残ることはできません。市民に負担と我慢を求める以上、奮起してもらわなければ困ります。

決算委員会でたくさんの指摘をさせていただきました。しっかり見直し、21 年度の予算編成に取り組みられるよう強く要望を付して、討論を終わります。

No.31 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.32 ○10番(杉浦光男議員)

平成 19 年度決算について、認定議案第 1 号から第 9 号までの一般会計及び特別会計に賛成の討論をします。

19 年度は、相羽市政最初の年度でありますので、相羽カラーを出すまでにはいかなかったと思います。

我が国の財政赤字、経済格差の拡大、中小零細企業の低迷など、経済状況の厳しさは、きょう今日と変わるものではありません。19 年度の会計は、豊明市政の歩んできた足跡を如実に示しています。豊明市政が三位一体の改革の影響を受けながら、厳しい財政状況の中で行ってきた財政の状況について、私なりに総論的に 1～2 点見ていきたいと思えます。

その 1、税源移譲及び税制改正による影響について。

市民税の増額と地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税の減額分を相殺すると、明

らかに大きな歳入減となります。

また、交付税の減額等にかかわって、市にとって今後、重くのしかかるであろう臨時財政対策債の存在をも指摘しておきます。

その2、公債費の一般財源に占める割合。

公債費率が7.5%で、前年度より下回っており、財政の健全性を示す一つの値であろうと思います。

また、財政健全化法に基づく本年度より公表された健全化の判断基準を示す実質公債費率は、これは一般会計、特別会計、一部事務組合をも連結して対象とするわけですが、19年度決算で7.8%です。県内の平均値は18年度しかちょっとわかりませんが、数値で13.6%を示しております。豊明のこの値は、極めて安定した健全性を示す値になっております。

その3、一般会計から特別会計への繰出金について見てみます。

下水道会計へは約9億6,000万円、国保会計へは5億8,000万余繰り出されています。この繰出金の中で、下水道会計では約4億7,000万円、国保会計では約3億1,000万円が法定外の繰り出し部分となります。今後は、この法定外の部分を減らすことが至上命題であろうと思われます。法定外のこの部分は、考えようによっては、赤字であるというふうに認定もできるわけです。

以上、私は課題を含めて3点ほど申し上げました。豊明市の財政は、数値的には、先ほど申しましたように極めて安定した健全性を示していると思われる。けれども、多くが指摘したように、基金が少ないなど厳しい経済状況が続くと思われる。

そこで、市職員への財政状況の周知と徹底をお願いいたします。効率的な財政運営をより心がけていただくことを期待をして、賛成の討論といたします。

以上。

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、近藤郁子議員。

No.34 ○4番(近藤郁子議員)

議長のご指名をいただきましたので、認定議案第1号から第9号、平成19年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定及び豊明市特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

先に発言されました議員の皆さんの討論の中にもありましたが、三位一体の一環として実行された税源移譲は、例えば各手当の負担割合が、市町村の負担が大きくなっているなど、単純な予想とは異なり、豊明市にとっては財政力指数1.0以上が不交付団体になる中、あろうことか1.0をマークし、みごと財政力があるとみなされ不交付となったことで、財政はより厳しいところとなりました。

どの市町村も等しい水準の仕事ができるようにと、国税の一部が配分される地方交付税を含めた平成 19 年度の歳入決算額の前年度比の 1.2%増は、基金からの繰り入れが含まれたものであったわけですが、その基金も底をつき、その結果が今年の財政にあらわれています。

では、決算について私なりに申し上げたいと思います。

決算により予定された市民サービスが、予算の予定どおりにこなされたかを見るわけですが、一般会計を見ると、対前年度比減が各部署に見られ、これも委託事業をふやすことでの人件費削減等であり、契約事業では、適正化を図ったことでの入札残も見られました。

不用額の状況からはかるには、100 万円以上とだけの記載では、予算に対しての不用割合がわかりづらいのですが、それぞれに削減努力をした結果として認め、できれば例年継続される事業は内容を把握し、精査して予算を組むことができれば、より有効な予算立てができるのではないかと考えます。

款外流用ができないということで、縦割り各部の予算確保はそれぞれに必要なものであることに違いはないでしょうが、縦割りでの要求だけでなく、市民の立場に立って、本来であれば部署がまたがる事業もあり、そういった予算のとり方ができれば、市民の言うたらい回しはなくなると思います。

専門的な事業が多いことも理解するのですが、市町村のように住民直結の行政には、各部、各課単独でなく、うまく連携し事業をこなすことにより、よりよい市民サービスを提供できるのではないのでしょうか。

あとは、各部署の創意工夫を重ね、必要なものと削減できるものの区別をし、有意義な財政経営ができるよう、一層の努力を望むものです。

たわいもないことですが、例えば、年々個人の年間貸出冊数が増えているのに、購入費が削減されている図書館の図書購入費などは、ブックオフ等の古本屋や、インターネットで購入する際と同じ注文ページの中で新品か中古を選ぶような購入方法に見られるように、新書を購入してきれいなうちに売るといような時代にあって、新品購入ということにこだわらなければ、同じ予算でも購入冊数が変わってくる、そんなことができないだろうか考えるわけです。今後の柔軟な発想に期待したいと思います。

特別会計については、土地取得会計及び墓園事業会計を除き、一般会計からの繰り入れが必要であり、その額は 21 億 5,800 万円ほどになりますが、健全化には受益者負担が原則としても、民生、福祉にかかわる事業に関しては、弱者が困窮することがないように、豊明市においては救済措置も考慮していただくことを要望し、認定議案第 1 号から第 9 号まで賛成といたします。

No.35 ○議長(堀田勝司議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

初めに、認定議案第1号について採決を行います。
認定議案第1号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第1号は委員長報告のとおり認定と決しました。
続いて、認定議案第2号について採決を行います。
認定議案第2号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第2号は委員長報告のとおり認定と決しました。
続いて、認定議案第3号について採決を行います。
認定議案第3号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第3号は委員長報告のとおり認定と決しました。
続いて、認定議案第4号について採決を行います。
認定議案第4号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第4号は委員長報告のとおり認定と決しました。
続いて、認定議案第5号について採決を行います。
認定議案第5号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第5号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第6号について採決を行います。

認定議案第6号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.41 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第6号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第7号について採決を行います。

認定議案第7号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第7号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第8号について採決を行います。

認定議案第8号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第8号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第9号について採決を行います。

認定議案第9号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第9号は委員長報告のとおり認定と決しました。

以上で日程2を終わります。

ここで、議事の都合及び昼食のため、午後1時30分まで休憩といたします。

午後零時7分休憩

午後1時30分再開

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

石川清康議会運営委員長。

No.46 ○議会運営委員長(石川清康議員)

休憩中に開催しました議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、議案第56号に対する修正議案第1号及び議案第58号に対する修正議案第2号が提出されましたので、日程3の各常任委員長の報告の後に、修正議案の提出者から提案説明をしていただき、説明の後、修正議案の審査のため暫時休憩といたします。

本会議再開後、委員長報告及びそれぞれの修正議案に対する質疑を行い、その後、日程に従いまして討論・採決を行います。議案第56号及び議案第58号につきましては、原案と修正議案を含めて討論し、採決については、修正議案、原案の順番に行います。

なお、お手元に配付されております資料No.2及び資料No.3につきましては、修正議案に関係する資料として配付を認めましたので、申し添えます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第50号から議案第62号までの13議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。

初めに、松山廣見総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.48 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

議長のご指名がありましたので、総務文教常任委員会に付託されました案件についての審議結果をご報告申し上げます。

去る9月10日午前10時より、全委員及び市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審議経過を申し上げます。

初めに、議案第50号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第50号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第51号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第59号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、庁舎等整備工事の東館防寒対策は、1階階段下の自動ドアは、総務課前の自動ドアが開くことにより暖かい空気が階段を通り2階、3階へと移動することを避けるためのものです。手動と自動を検討したが、スペースに余裕がなく、手動では車いすの方の対応ができません。

電算関係委託料の補正は、年金データが紙ベースからデータ化への受け入れ部分であり、内訳は、電子化に伴い地方税電子化協議会の電子申告システムとASP民間事業者の審査システムの接続の初期導入費が500万円であり、全市町村の共通の受け入れであるため、愛知県市町村振興協会より助成が予定されている。

また、ASP審査システム使用料95万円、年金データを基幹業務システムに受け入れの交換作業として315万円、初期導入部分です。

来年度システムの改修は、業務内容に未確定の部分があり、今後、業務を精査し、おおむね1,300万円から1,500万円程度予想されるが、安価にて行いたい。

所得変動に係る減税措置に伴う還付金は、当初予算時点でシステムを繰り入れ、人数

を確定するには費用もかかるため、同規模の他市のデータを利用。7月申告により1,900人が確定したので、不足分の補正を行うものです。

校舎等改修工事は、21年度、22年度の工事委託料は、21年度に補強工事を行う沓小は19年度設計完了、豊小、栄中の校舎、沓小、中央小、館小の屋内運動場は補強設計を発注している。今回の補正で、栄小、双峰小の体育館以外は、設計が完了か進行中です。

22年工事予定は、館小、三崎小においては19年度2次診断を終了し、栄小、双峰小は現在2次診断を実施中です。したがって、豊中以外の診断は診断中または終了していません等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論では、賛成する。電算関係委託料は今後も1,300万円は超すものであり、同じようなシステムも多く、業者と交渉し安く行うことを要望するとの討論があり、採決の結果、議案第60号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.50 ○厚生常任委員長(平野龍司議員)

議長のご指名をいただきましたので、厚生常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果について報告をいたします。

去る9月11日午前10時より、厚生常任委員全員と市長並びに関係職員出席のもと委員会を開催いたしました。

初めに、議案第52号 豊明市総合福祉会館条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する当局の主な答弁は、使用許可後に暴力団とわかった場合、また偽名で申し込みが判明したときの対処で、紛らわしいときは、愛知署と情報交換を行い、照会をして対処していきたい。

使用の制限は審査基準であり、この項目に反する事項は、法律行為が無効になります。

この時期に改正するのは、愛知県警察本部より盛り込むよう通知があり、今年2市2町と愛知署との暴力団排除の合意書の締結があり、使用制限が盛り込まれていないものを盛り込むものでございます。

特定の宗教団体に対する対策及び名義貸しによる対処については、改正される条令により十分対処、制限できると思われます。

また、入口に使用マニュアルを表示し、管理上支障のないように貸し館をしていくなど答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論としては、利用者の安全が第一であり、暴力団等は公共施設を利用できないことを意識させることが重要であり、そのことの対応を要望し賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 52 号 豊明市総合福祉会館条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 53 号 豊明市老人福祉センター条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁は、使用の制限で「感染症と認められる者」とは、お風呂を使用するので、ほかに迷惑をかける感染症のことで、ほかは必要最小限の改正にしたとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論としては、ほかの条文とあわせてわかりやすくしてほしい。また、利用者に周知するよう要望し賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 53 号 豊明市老人福祉センター条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 54 号 豊明市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第 54 号 豊明市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 60 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁として、西部保育園舎耐震診断及び改修工事設計委託事業の債務負担行為をする理由は、平成 20 年度は入札の後、第1次耐震診断の書類を落札業者に渡し、それをもとに現場確認をして、1、2階合わせて6カ所のコア抜きを行い強度を調べて設計するのに2カ月ぐらいかかり、その後、審査機関の結果が出るのが5月末と想定されるためとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 60 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 61 号 平成 20 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑として、精算について最後の補正かとの問いに、基本的にはこれで終わりとの答弁でした。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 61 号 平成 20 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 62 号 平成 20 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第 62 号 平成 20 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果について報告を終わります。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、杉浦光男経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.52 ○経済建設常任委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名がありましたので、経済建設常任委員会に付託されました案件について審議結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月 12 日、22 日、25 日の3日間にわたり、全委員及び市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

なお、審議につきましては、審査の都合により順序を変更し、議案第 55 号、57 号及び 60 号を先に審議し、議案第 56 号及び第 58 号を一括で審議いたしました。

何分にも長時間にわたり慎重に審議されておりますが、ここでは簡単にご報告することにいたします。ご承知いただきますようお願い申し上げます。

以下、審議経過と結果を申し上げます。

初めに、議案第 55 号 豊明市農村環境改善センター条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 55 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 57 号 豊明勤労会館条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 57 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 60 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第 2 号)のうち本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 60 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 56 号 豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部改正について及び議案第 58 号 豊明市下水道条例の一部改正についてを一括議題としました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

また、理事者から提出された当議案に関連した資料についても、あわせて質疑を行ったことを申し添えておきます。

主な答弁としては、今回の値上げの目的について、公共下水は、面整備が終わったことにより公負担の平等から資本費の一部の負担をお願いするもので、農村集落家庭排水施設は、使用料だけでは維持費が賸えない状態のため、使用料の改正をするものです。

公共下水は試算で 130 円を考えているが、一気には負担が大きいため、110 円としました。近い将来に再度の値上げを考えています。

値上げ分は、資本費と維持管理費に充てます。25 円 30 銭が資本費分、77 円 80 銭が維持管理費分です。

一般会計から下水道特別会計への繰出金は、平成元年 2 億 2,389 万円、3 年 3 億 4,000 万円、5 年 7 億 950 万円、7 年 7 億 6,000 万円、9 年 7 億 3,100 万円、11 年 8 億 710 万円です。

起債償還額 156 億円の内訳は、償還金の元金が 112 億 7,200 万円、利子が約 33 億 4,000 万円、流域下水の負担金は約 10 億円です。

都市計画税について、面整備に都市計画税を充当して下水道事業を進めてきました。面整備は終わっているが、借入金の償還が残っているので、当面はそれらにきちんと対応したい。近い将来には、市街化調整区域への下水道の整備に取り組む問題だと考えており、現段階では、都市計画税を下げる考えはありません。

繰上償還、借りかえに伴う利子の減額について、借りかえの条件は、健全化計画に伴う

要件があります。今回の健全化計画では、補償額を上回る額を上げている。借りかえのためには、最低 20 年度では1立法メートル当たり 102 円 30 銭になります。

財政は健全であると言われることについて、基金は少ないが借金も比較的少ないので、健全といえます。

接続率が増加して、18 年度と 19 年度を比較して、収入だけの試算では約 720 万円増えています。接続率の向上目標は、18 年度から5年間で 7,000 万円ほどの効果を見込んでいます。

個人市民税は、来年度は減収の見込みです。滞納が増えないよう啓蒙を行いたい。22 年4月からコンビニ収納も考えています。

職員は、平成 27 年度までに 491 人まで削減します。人件費は平成 23 年度までに 43 億 5,000 万円の見込みです。

3割以上の値上げを考えているので、維持管理面、効率の面も3割くらいの削減努力をしたい。

地元説明会では、改正後の使用料について、上水と下水を含めた順位は県下で2番目に高くなることについて説明はしていません。

高齢者の2人暮らしで 40 立法メートル以下とすると県下で2番目に高くなり、そのことについて、軽減の方法について特に考えていません等の答弁がありました。

質疑を終結した時点で、議案第 56 号及び 58 号に対してそれぞれ修正案が提出されたので、一括議題といたしました。

提案者の説明の後、議案第 56 号に対する修正案及び議案第 58 号に対する修正案について質疑に入りました。

質疑はなく、議案第 56 号、議案第 58 号及びそれぞれの修正案について一括して討論に入りました。

主な討論の内容は、下水道事業は他市と比較して早く整備され、料金も良心的であったことを評価したい。しかし、資本費は基本的には一般会計から充てるべきものであり、値上げは直接市民に影響することであり、4件全部反対する。

議案第 56 号と議案第 58 号について、市の財政状況を考えると、値上げはやむを得ないと判断し、賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

初めに、議案第 56 号に対する修正案は、採決の結果、可否同数となりました。よって、豊明市議会委員会条例第 16 条の規定により委員長裁決を行い、修正案を否決と裁決しました。

続いて、議案第 56 号について採決を行いました。

採決の結果、議案第 56 号については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 58 号に対する修正案は、採決の結果、可否同数となりました。よって、豊

明市議会委員会条例第16条の規定により委員長裁決を行い、修正案を否決と裁決しました。

続いて、議案第58号について採決を行いました。

採決の結果、議案第58号については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号と議案第58号の原案可決を受けて、附帯決議案が提出されました。

提出者の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

財政健全化計画の推進は、住民サービスの後退にもつながるおそれがあるので、この附帯決議案には反対するとの討論がありました。

討論を終結し採決を行いました。

附帯決議案の採決の結果、可否同数となりました。よって、豊明市議会委員会条例第16条の規定により委員長裁決を行い、附帯決議を付すことを可決と裁決し、2議案に対して附帯決議を付すことに決しました。

なお、附帯決議は審査報告書に添付しておりますので、ご参照願います。

以上で経済建設常任委員会に付託されました議案の審議経過と結果についての報告を終わります。

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

ここで、議案第56号及び議案第58号について、お手元に配付をいたしましたとおり修正議案第1号及び修正議案第2号が提出されましたので、会議規則第40条の規定により、提出者を代表して、榊原杏子議員より提案理由の説明を願います。

榊原杏子議員、登壇にて説明願います。

No.54 ○14番(榊原杏子議員)

それでは、修正議案第1号と第2号、議案第56号と第58号に対する修正案の提案説明をさせていただきます。

農村集落家庭排水施設条例と下水道条例の一部改正案について、基本料と単価を変更し、一般家庭への影響が少なくなるように調整した案を、私と山盛議員の2人で提出させていただきました。

まず、私どもの考え方を軽くご説明をいたしますが、下水道料金の値上げに関しては、第5次行革に掲げられて以降、種々検討をしてまいりましたが、繰上償還の条件として求められていることから、避けられないという認識であります。

しかしながら、56号、58号の改正原案については、全員にかかる基本使用料や、少ない水量での単価が大幅に引き上げられることとなっており、多くの一般家庭や低所得者層の生活への影響が大きくなってしまいます。

値上げはある程度やむを得ないけれども、改正案をただ認めることはできないという葛藤の中で、では、そうした影響をできる限り抑えた値上げになるように修正案をつくろうとの結論に至り、さまざまな案をつくって検討をしてみました。

改正原案、下水道のほうですが、1年間の増収額が1億3,000万円余りになりますが、当初、私どもはこれを1億円程度にとどめ、全体的に負担軽減を図りつつ、基本料を抑える案からつくっておりました。

しかし、値上げの時期が当初の予定より1年3カ月もおくれてしまったことから、1億円程度の増収額で繰上償還の条件がクリアできるかどうか、こちらの立場では言い切れないこと、また、経済建設委員会において提出された修正案が否決となり、結果として原案可決の結論になったことも踏まえ、原案と同じく1億3,000万円余りの増収額、すなわち平均単価にすると110円は確保し、それでいて大多数の一般家庭への値上げ額が少なく済み、なおかつ県内市町の比較からもバランスのとれた料金体系となるよう考えて案を作成いたしました。

具体的な内容については、まず下水のほう、58号の修正案から説明をさせていただきたいと思いますが、議案の2枚目のほうをごらんいただきたいと思います。

上から3行目について、1カ月当たりの基本使用料についてであります。改正案で914円となっているものを、805円に修正をいたします。

すべての方に影響をする基本料金でありますし、特に独居の方など生活コストの負担が大きい層に配慮をするために重要な部分でありますので、改正原案におきましては、2カ月分358円の値上げになってしまうところを、私どもの提出させていただきます修正案では、現行と比べて2カ月で140円、ペットボトル飲料1本分程度の値上げにとどめました。

その下の表に関しましては、上下を見比べていただきたいと思いますが、上の改正案の表を下の表のように改正をいたします。

一番上の段の10から30立米の102円については、これを下の表では上から1段目と2段目、2つに区分をいたしました。10から20立米と20から30立米というふうに分けて、それぞれ95円、113円という単価にいたしました。

新たに20立米で分けたのは、近隣を見ますと、日進市、名古屋市、知立市などでこの区切りが使われていることを参考にいたしまして、よりきめ細かい料金体系とするために取り入れたものであります。

それ以降の下4段につきましては、区分の変更はありません。30から50立米に関しては、125円を136円にいたします。50から100立米に関しては、142円を163円にいたします。100から500立米に関しては、159円を196円、500立米を超えるものについては200円を234円という修正内容になっております。

一見すると、1カ月20立米から高くなるかのようにですが、多く使う方も少ないところの単価を積み上げて計算をされていく仕組みになっているため、実際、支払う料金としては、72立米以内の家庭なら、改正案より高くなることはありません。

単価の変更によってそれぞれの水量ごとの料金がどう変化をするかについては、資料を作成させていただきました。お手元にお配りいただいていると思いますけれども、資料No.3のほうが下水のほうの表ですので、ごらんをいただきたいと思います。新旧比較表というタイトルがついている縦長のものです。

この右側のほうに料金がいろいろ書いてありますけれども、これらはすべて実際に請求される額である2カ月分の料金を記してあります。

左から2列目のところに使用水量、水量の区分が書かれております。そこから横にたどっていくと、現行の料金、改正案、修正案、それぞれの料金がわかるように表をつくっております。

例えば、2カ月で30立米を使った場合、30のところを横に見ていただきますと、現在は2,230円ですが、改正案だと2,848円まで上がり、これを修正案では2,560円に抑えていると、そういう表になっております。

一番左側に使用者の割合を書いております。これを足していくと、60立米までの使用料の中に83.8%がおさまることになります。実際の水量で考え合わせてみましても、大多数の一般家庭については、このあたりまでに収束をされてまいりますので、このあたりが改正案より安くなるように作成をいたしました。

ごらんいただくとわかりますが、70と80の間で改正案と修正案は逆転をするようになっております。細かい計算をすると、先ほど申しましたように、72立米までが改正案に対し修正案が安くなる水量であります。

ただし、それ以上使うと改正案より高くなる計算にはなりますが、上のほうの料金に関しても、県内の他市町の料金を参考に、高くはなり過ぎないようにつくっております。

裏面を見ていただきますと、横長の表になりますが、これは、委員会において提出された資料に修正案の数字を加えて、累計額で作り直した表になります。それぞれの料金収入の総額を下のほうに書いてあります。

下から2段目の数字ですが、これが使用料の値上げによる1年間の増収額に当たる金額になります。ここを見ていただくと、改正案と修正案でトータルの増収額は1億3,680万円の桁まで一緒で、あとは3万幾らかの誤差ということになります。ほとんど変わりがありません。すなわち、使用料単価についてもほぼ同じということになります。

続いて、農村集落家庭排水のほうの説明をさせていただきたいと思いますが、まずは議案のほうを見ていただきまして、2枚目でありまして、こちらの表は上の表を下の表に修正を加えるものでありますが、左側には基本使用料について書かれております。右側のほうは超過使用料の単価。金額については、先ほどの下水の修正案と全く同じでありますので、説明を省かせていただきます。

続きまして、資料No.2のほうを見ていただくと、これも下水と同様に、当局の提出された資料に修正案を加えてつくってあります。

水量ごとの料金は変わりませんので、下水と同じですので、やはり72立米の使用までは改正案より安いということになります。

裏面のほうを見ていただきますと、先ほどと同じように増収額について書かれておりますけれども、これについては額が若干違ってまいります。

使用者の分布の違いから、下水と同様に計算をいたしますと、修正案のほうは、全体の増収額が改正案よりも122万円ほど増えることになります。1,372万円余ということになります。

これを総流量で割った平均単価についても、114.3円、修正案のほうは111.6円でありますので、2.7円の違いが生じております。

ただし、これについては、当局配付の資料でごらんになったと思いますが、資本費の25%を転嫁した場合の平均単価119.2円に対しましては、こちらのほうがより安い、より近い数字となっております。

金額の説明については、以上とさせていただきますけれども、まとめて申しますが、市の会計への影響額は、改正原案と同等に確保しながら、それでいて大多数の一般家庭の生活への打撃が最小限になるようにした案であります。

累進性を高めたことにより、水を大量に使う事業所等では、改正案よりも負担が増してしまふことにはなりますが、市主催の下水説明会の折にも、「市役所も含めて事業所からは資本費100%で取ればいい、それで事業を行っているのだから」という市民の意見があり、市長もそれに対して「提言を踏まえ、今後検討はしたい」というふうにお答えになられました。

100%は極端だと思っておりますが、ライフラインの水と事業用の水、これを比較してどちらが優先されるべきかと考えたときに、私どもは、やはりまずはライフラインであると、そういう考えに立っております。

これに反して改正案のほうは、県内34市町の比較において、基本料が27位、標準家庭並みの40立米では29位と落ち込んでしまうのに対し、大量使用の1,000立米になると14位までランクアップしており、いわば使うほど優遇される料金体系になってしまっております。省エネ、エコという観点からしても、望ましい状態とは言えません。

よって、私どもの案では、基本料を34市中16位まで引き上げ、大量に使うほど順位が緩やかに下がるように組み直しておりますが、企業経営も大変なときですので、上がり過ぎてもいけません。

その点、1,000立米での比較は23位となり、多くの企業を擁する名古屋市や豊田市などと比べるとかなり安くとどめることができました。

あとは、今後状況を見て配慮が必要と判断されれば、個別に商工振興面での助成も可能だと考えております。

私たちは、この修正案を改正原案の料金では賛成しかねるという思いからつくり始め、その過程で一部の議員、会派に対しては呼びかけもいたしました。残念ながら、一緒に案をつくるというところまではかないませんでした。

しかしながら、さまざまな理由、動機を持って原案の値上げ額を容認される考えの方々にとっても、賛同をしていただくことが可能な案をつくれたと思っております。

皆様には、市民生活への影響、とりわけ物価高騰やさまざまな負担増にあえぐ高齢者世帯や低所得者への影響を一番に考えていただきまして、この案にご賛同をくださるようお願いをいたしまして、提案説明を終わります。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

これにて、修正議案の提案説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま説明のありました2件の修正議案につきましては、慎重審査が必要なため、14時45分まで休憩といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、14時45分まで休憩といたします。

午後2時17分休憩

午後2時45分再開

No.57 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

これより、各常任委員長の報告及びただいま提出されました修正議案2件に対して一括して質疑に入ります。

なお、修正議案につきましては、会議規則第41条の規定により、提出者及び説明のための出席者に対しても質疑をすることができますので、念のため申し上げます。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.58 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、経済建設常任委員長の報告に対してお伺いいたします。

下水道の料金改定の報告についてですけれども、修正案の内容についてのご報告がありませんでした。その点について報告をいただきたいと思っております。

それについて、まず基本料が修正案では幾らになるような案であったのか。それから資本費は、当局が出されました改正案は資本費 25%を料金に盛り込むというものでありましたが、修正案については何%を盛り込むということであったのでしょうか。

それから、修正案の増収額は幾らと見込まれたのか。また、できましたらその基本料金の県内ランキングはどの辺に位置するのか。そういったようなことについて委員会の中で議論がありましたし、あるいは説明があった点がありましたらご報告をいただきたいと思えます。

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

杉浦光男経済建設常任委員長。

No.60 ○経済建設常任委員長(杉浦光男議員)

修正案の要旨をちょっと持っておりませんので、申しわけありません。

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

暫時休憩といたします。

午後2時48分休憩

午後2時55分再開

No.62 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

杉浦光男経済建設常任委員長。

No.63 ○経済建設常任委員長(杉浦光男議員)

私を手元に資料を置きませんで、大変失礼いたしました。

ただいま、修正案の内容を、コピーですけれども、少し示させていただきます。

議案第 58 号のほうは、提案理由として、「この案を提出するのは、市民の負担軽減及び下水道事業の健全化を図るため修正する必要があるからである」。そして、基本的には 110 円の値上げが 102 円 40 銭というふうになっております。

それから、農村集落家庭排水施設条例の一部改正、これも提案理由は、「この案を提出するのは、市民の負担軽減及び下水道事業の健全化を図るため修正する必要があるからである」ということです。

それから、資本費の何%の件については、説明はありませんでした。

それから、修正案によってどのぐらい増収するかということは、大ざっぱに公共下水のほうは9,864万217円、この計算上ではこういうふうになります。それから農村集落家庭排水施設使用料の改正案のほうでは、1,249万8,029円というふうになります。

それから、県内のランキングの説明はありませんでした。

以上です。

No.64 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.65 ○15番(山盛左千江議員)

今の増収額9,864万円余ですけれども、その金額で今回、国のほうで示してくれました補償金免除の借りかえの条件はクリアできるというような確証のもとで提案されたんでしょうか、お願いいたします。

それから、附帯決議案のことについても少しお聞きしたいので、お願いいたします。

その2つ目の附帯決議案の2のところ、何行かある下のほうですけれども、今後の下水道事業の推進を図るために、接続率とかいろいろを努力して、経営の効率化と健全化に向けて努力するというような言葉が入っております。

この「下水道事業の推進を図るため」という言葉なんですけれども、これは、調整区域への拡大のことを意味しているようにも受け取れますが、そういったことで提案者はこの言葉を使われたのでしょうか、説明があったならばお答えいただきたいと思います。

それから、決議案の3つ目、議会費についても書かれております。議会費については、議会内で協議をして議長に予算要求するルールになっております。提案者も承知のことと思いますけれども、この市に要求することを議会内で十分協議された上で提案されたのか、このことについても確認をしておきたいと思います。

もう1つ、同じ議会費についてですけれども、提案者のうち伊藤議員と村山議員にあっては、政務調査費による全国都市問題会議を抜け出し、富良野観光の本人であります。そのご本人たちが、政務調査費の当面の間の凍結を提案されることに大変、その立場にあるのかというふうに考えるわけですけれども、そういった件について何か釈明、あるいは説明はありましたでしょうか、お願いいたします。

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

杉浦光男経済建設常任委員長。

No.67 ○経済建設常任委員長(杉浦光男議員)

要するに、健全化の法律のその示される要件というか、条件をクリアするかというのは、私自身は、102 円 40 銭で最低のラインでクリアしておるといふふうに、…。

No.68 ○議長(堀田勝司議員)

杉浦委員長、個人の意見ではなくて、審議経過の中にあつたかどうかをお答えください。

No.69 ○経済建設常任委員長(杉浦光男議員)

わかりました。

そういうふうに、最低のラインをクリアするというふうな説明があつたと思います。

それから、これの中身については、ここに書いてあるとおりというふうに理解しました。この附帯決議については、このとおりに理解しました。

以上です。

No.70 ○議長(堀田勝司議員)

理解しましたではなくて、ありましたか、ありませんでしたかということでお答えいただければいいです。

No.71 ○経済建設常任委員長(杉浦光男議員)

説明はありません。

No.72 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

ないようでありますので、以上で委員長報告及び修正議案に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 50 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 50 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 51 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 51 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 52 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 52 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.76 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 53 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 53 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 54 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 54 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 55 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 55 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.79 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 56 号については修正議案第 1 号が提出されておりますので、討論については修正議案を含めて行います。

また、本案については討論の通告がなされておりますので、順次発言を許可いたしますが、修正議案が提出されたことにより内容の変更及び通告者の討論終了後に挙手による討論の申し入れをお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.80 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 56 号 農村集落家庭排水施設条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

農村総合整備モデル事業として、昭和 58 年から供用開始をされてきました沓掛浄化センターであり、沓掛区域の住環境として、家庭排水の水質浄化及び保全を図る上で寄与してきた事業であります。

さて、今回の使用料の引き上げ案について、国による地方財政措置で公費負担の割合の見直しがされ、本市の場合、資本費に 50%を公費、あとの 50%を使用料で賄うことが認められることになりました。認めるといいましても、今まで国や県、市で賄ってきました公費の一部を市民負担に転嫁してもよいとするお墨つきを与えたというものです。

もともと国の地方財政措置は、毎年巨額の財源不足を生じさせており、地方財政そのものの規模を抑制する必要に迫られておりました。そこで今回、その見直しがされたものと考えます。

ところでこの事業には、公費のほかに市民から面整備としての受益者負担を徴収して資本費に充ててきました。そのために、使用料は資本費に転嫁すべきではなく、使用料は維持管理費に充てるべきと考えるところです。

その維持管理費に含まれる人件費は一般会計で充てるべきと考え、今回の一部改正について、市民負担が増えることにより、反対といたします。

また、修正案についても同様の討論とし、市民負担が増えることに変わりはなく、反対といたします。

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、安井 明議員。

No.82 ○9番(安井 明議員)

それでは、議案第 56 号 豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部改正について、市

政クラブを代表し賛成の立場で討論いたします。

農村集落家庭排水及び下水道事業特別会計には、毎年一般会計より約 10 億円弱が特別会計へ繰り入れされております。豊明市の全人口当たりの下水供用開始区域の普及率は、平成 18 年度 73.3%であり、立米当たりの下水使用料単価は 83.2 円と、近隣市町に比べ非常に低い使用料単価であります。

本市の財政状況においては、基金の取り崩しにより何とかやりくりしてきたものの、基金も底をつく状態になってしまいました。経済情勢においても先行き不透明で、法人税においては、ここ数年減収であります。豊明市民も、下水道料金の値上げについては、健全財政運営及び下水道事業の健全化を図るためにもやむを得ないと理解されているものと考えます。

しかし、職務怠慢等による下水道料金賦課漏れを始めとするさまざまな不祥事に対し、自身を律することもなく、また管理職としてその責任を果たしていないことは、豊明市民が下水道料金値上げに対し最も憤りを感じているところであり、納得できないところであると理解しております。

職員の皆さんは、国民の奉仕者であり、民間社会と違い、身分が保証されている立場であります。上を見て仕事をされるのではなく、一般市民の立場に立って職務に従事していただきたいものであります。

今後、相羽市長におかれましては、職員の不祥事、また職務怠慢による下水道賦課漏れ事件等に対し、管理職を始め、みずからを律するような職場環境を構築されますことを強く要望し、賛成の討論といたします。

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、三浦桂司議員。

No.84 ○6番(三浦桂司議員)

議案第 56 号 豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

農村集落家庭排水施設は、維持管理費が 110 円かかっている現状です。公共下水と同一料金体系で維持管理費相当分が妥当であると考えますので、賛成といたします。

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、近藤郁子議員。

No.86 ○4番(近藤郁子議員)

議案第 56 号 豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

これは、豊明市下水道条例の一部改正に伴うもので、農村集落家庭排水施設条例だけの賛否を討論することはできないことと考えるのですが、この条例の一部改正については、施策の背景は異なっていますが、今後、同じ豊明市の下水道事業として扱うのがふさわしく、そのためには、料金体制も一本化する必要があると考え、この案に賛成するものであります。

ただし、市街化区域と比べ、農村集落とされる当該地区は、周辺の畑等に使用する上水道分も下水道料金に加算されており、豊明市の中では自然を保つ役割を持つ地域でもありますから、今後は、緑を生かすために使用する水確保への一助となるような施策も考慮していただきますようお願いし、討論を終わります。

No.87 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、松山廣見議員。

No.88 ○12番(松山廣見議員)

議案第56号 豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

今、なぜ値上げをしなくてはいけないのか、もう少し物価が安定する時期を見極めてから値上げに踏み切ったらよかったのではないかと、大変抵抗感がありましたが、当市の財政状況を考えると、経済建設常任委員会において、いまだかつてない3日間に及ぶ真剣、慎重な審議により、受益者負担による値上げについては理解せざるを得ないとの結論に達しました。

そこで、市民生活に与える影響を考慮し、特に必要と認める者については使用料の減免措置を講ずることや、当局も身を削り、もちろん議会も身を削るなど、最大限努力し市民の理解を求めることを付して、賛成といたします。

No.89 ○議長(堀田勝司議員)

以上で通告者の討論は終わります。

そのほかの方で討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.90 ○議長(堀田勝司議員)

ないようでありますので、以上で討論を終結し採決に入ります。

初めに、修正議案第1号についてお諮りいたします。

修正議案第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.91 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、修正議案第1号は否決されました。

続いて、議案第56号についてお諮りいたします。

議案第56号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.92 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第57号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第57号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.93 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第58号については修正議案第2号が提出されておりますので、討論については修正議案を含めて行います。

また、本案については討論の通告がなされておりますので、順次発言を許可いたしますが、修正議案が提出されたことにより内容の変更及び通告者の討論終了後に挙手による討論の申し入れをお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.94 ○13番(前山美恵子議員)

議案第58号 下水道条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

下水道が市街化区域全域に布設されたことは、住民の住環境を整備するというまちづくりの観点で、住民要求に沿った事業を進めてこられたことからの市の努力は評価をしたいと思います。

また、面整備に係る受益者負担や使用料も、他市と比較をしても良心的に進められてこられた点についても、評価できることと考えます。

しかし、議案第56号でも述べましたように、今回の使用料の引き上げの根底に、公費で賄うべき費用の一部を住民負担に転嫁したのがあり、容認することはできません。

特に国の三位一体の改革や構造改革により、国の負担を大幅に減らし、そのツケを地

方自治体や住民に押しつけてくる構造にされました。その構造に便乗して住民負担を押しつけてきた点に納得がいきません。

本市の下水道建設にかかわる国の経費を見ますと、平成8年度あたりでは、下水道事業の建設費に対して国庫補助率は4分の1から6分の1程度の補償でありましたが、平成14年度あたりからは10分の1から11分の1に下がっております。国庫補助に加え県費補助がありますが、これもわずかであり、残るところはすべて市費となります。

微々たる国、県の補助の中で、莫大な市費を投じて下水道の整備にとりかかったわけですが、残された債務をどうするかについて、国は、自治体が財政破綻を避けさせるために繰上償還や借上償還を促進させ、他方、住民負担の方途にも道を開きました。国の責任を自治体と市民に転嫁したものであると考えます。

今回の引き上げ案では、資本費に25%使用料を充当する案がありますが、もともと資本費には都市計画税を徴収し、面整備のための受益者負担も徴収してそれに充ててきました。そのため、使用料は充当すべきではありませんし、維持管理費の人件費も一般会計で充てるべきと考えます。

現在、住民は国による増税や、福祉切り捨ての中でぎりぎりの生活を強いられています。それに加えてここ最近の物価高であります。この点を考えると、使用料引き上げについては市民負担につながり、容認できません。

なお、修正案についても同様の討論とし、市民負担増につながることは変わりなく、反対といたします。

No.95 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、安井 明議員。

No.96 ○9番(安井 明議員)

議案第58号 豊明市下水道条例の一部改正について、市政クラブを代表し賛成の立場で討論いたします。

先ほど議案第56号で申し上げたとおり、本市の財政状況においては、基金の取り崩しにより何とかやり繰りをしてきたものの、基金も底をつく状態になってしまいました。経済情勢においても先行き不透明で、法人税においては、ここ数年減収であります。

下水道料金の値上げについては、健全財政運営及び下水道事業の健全化を図るためにもやむを得ないと理解していくものと考えますので、賛成討論といたします。

No.97 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、三浦桂司議員。

No.98 ○6番(三浦桂司議員)

議案第 58 号 豊明市下水道条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

今回、公共下水の値上げの根拠というのは、明確には示されておりません。経済建設常任委員会において、本来なら 130 円まで値上げせねばなりません、値上げ幅が大きいので、資本費分の 25%という値上げにとどめるという判断において、110 円という数字が示されました。

9月議会直前に行った事前説明会においては、上下水道合算の金額が県下2位になるということは、市民の人に説明されておりませんでした。

とはいっても、現在、利益を享受している人に対して、受益者負担の部分や維持管理費等も必要となりますので、いたし方ないと思います。

一層の経営の効率化と、下水道会計を健全化せねばなりませんので、賛成といたします。

No.99 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、近藤郁子議員。

No.100 ○4番(近藤郁子議員)

議案第 58 号 豊明市下水道条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今回の一部改正の理由の一つは、豊明市下水道事業特別会計の健全化を図るものであり、そのためには、受益者負担は原則であります、当市規模では、資本費の 50%は市の財政、つまり市税で賄い、残りの 50%は受益者負担が適当とされる中、一般会計からの繰り入れも厳しい状況下で、まずはその 50%の半分の 25%を維持管理費と使用料に加算し、一般会計からの繰り入れを削減しなくてはならないことも重大な一因であります。

歳出削減のために、どうしても行わなくてはならない補償金免除の繰上償還による利子削減には、条件と期限があり、それを達成するために今、改定が必要であることは理解するところであります。

ただし、最近の物価上昇とあわせ、市民にとって簡単に理解できるものでないことも事実でありますので、より一層市民サイドに立って、今後も料金体制など改定内容について精査すべきであり、あわせて必要と認められる弱者に対しての措置も考慮することを要望いたします。

今後は、残り 25%分の改定についても検討されることと思いますが、それには、市の経営戦略の腕の見せどころであり、柔軟な工夫が求められます。今の当市の規模での指針ではあります、残りの 25%を上乗せすると、下水道事業の健全化が図れることにもなりますので、その改正の失敗は許されないことも認識いただきたいと思います。

そういったことをつけ加えて、賛成の討論といたします。

No.101 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、松山廣見議員。

No.102 ○12番(松山廣見議員)

議案第 58 号 豊明市下水道条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

今、私たちの生活を物価高が直撃しています。毎日の買い物で実感されているのではないのでしょうか。本年7月の消費者物価指数の上昇率は、生鮮食品を除く総合指数が前年同月比で 2.4%もアップしてしまいました。さらに驚いたことに、パンやバターなど年間の購入頻度9回以上の生活必需品に限って見れば、6.0%も上昇しているそうです。至るところで悲鳴が聞こえてきます。

このように急激に食料品やガソリン、原油が値上がりする一方で、賃金は伸び悩み、可処分所得が減っています。物価高を所得の伸びで補うことができないという深刻な状況に直面しています。

このようなとき、下水道料金まで値上げすることについては、今、なぜ値上げをしなくてはいけないのか、もう少し物価が安定する時期を見極めてから値上げに踏み切ったらよかったのではないかなどと、大変抵抗感がありましたが、当市の財政状況を考えるとき、経済建設常任委員会において、いまだかつてない3日間に及ぶ真剣、慎重な審議により、受益者負担による値上げについては理解せざるを得ないとの結論に達しました。

そこで、市民生活に与える影響を考慮し、低所得者世帯、高齢者世帯など特に必要と認める者については使用料の減免措置を講ずることや、当局も身を削り、もちろん議会も身を削るなど、最大限努力し市民の理解を求めることを付して、賛成といたします。

No.103 ○議長(堀田勝司議員)

以上で通告者の討論を終わります。

そのほかの方で討論のある方は、挙手を願います。

(進行の声あり)

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

ないようでありますので、以上で討論を終結し採決に入ります。

初めに、修正議案第2号についてお諮りいたします。

修正議案第2号に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.105 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、修正議案第2号は否決されました。

続いて、議案第58号についてお諮りいたします。

議案第58号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.106 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第59号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第59号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.107 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第60号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、毛受明宏議員。

No.108 ○1番(毛受明宏議員)

議案第60号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について、市政クラブを代表し賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は1億7,700万円余で、大きなものとしては、桜ヶ丘脊掛線と大原公園の用地買収費1億3,700万円余となる土地開発公社からの用地買い戻しであります。

中でも桜ヶ丘脊掛線は、昨年にかけて買い戻しがなされております。昨年の討論にもありましたが、当路線は、地元の方からも強い要望が断続的なことであります。早期開通をできるよう希望いたします。

財産管理費、庁舎等整備では、東館1階入口と2階へ上がる階段前に自動ドアを設置するというので、冷暖の断熱効果の向上とともに、省エネイコール地球温暖化防止、CO2削減の一環になる整備と評価いたします。

農業振興費、山田土地改良事業では、昭和58年から平成14年にわたり埋立事業が行われた後に、地権者の方々に優良農地となるよう土地改良事業が計画され、実施なされたことでしたが、土地改良区域内が砂防区域であり、土地形状を変える場合は調整池が必要となるが、区域内で地権者の土地の減歩が困難で調整池が設置できなく、区域内の

調整池の機能を持たせるために畦を設置し、一時的な水をためる構造となっているようですが、水の排水が想定より悪く、土地改良区の要望により施工し、改善することでありませ

す。
山田土地改良事業は、本年度で事業が完了となり、地権者を始めとした方々によき状況で耕作に親しんでいただけるよう、最終最後の事業とし、万全を尽くし取り組んでいただけるよう要望いたします。

学校管理費、中学校施設維持管理事業では、豊明中学校教室等の耐震化設計を行うとのことですが、当市においては、本会議開会時から市長を始め申し上げられているように、学校教育施設を前倒して耐震化工事が行われると聞いております。今後も、全対象施設が早急に設計施工に至りますようお願い申し上げます。

いずれにしても、厳しい財政状況のもと行われる補正予算であります。各事業、効果的に実行されるようお願いして、賛成討論といたします。

No.109 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.110 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 60 号 一般会計補正予算について、賛成の討論をいたします。

今回の補正予算で2点指摘しておきたいと思えます。

1点目は、所得変動に係る減額措置に伴う還付金が増額補正になりました。この措置は、昨年の税源移譲のとき、19年度の収入が所得税の課税最低限以下にまで低下した人に対して、差額分を還付する措置であり、その申告が今年の7月末までとされました。ところが、全国的に見て、1億円も申告漏れが発生する可能性が指摘されています。本市の場合、申告が100%になっていないようでありますので、最後の1人の最後の1人まで還付されるようご努力を求めるものです。

2点目は、21年の10月から始まる年金から住民税を天引きする準備のための委託料が計上されました。本格的なシステム構築は、来年度当初予算のことではありますが、この場で機会をいただいて一言申し上げておきます。

年金生活者から既に介護保険料、後期高齢者医療保険料、この10月から前期高齢者の国保税等々が天引きであり、それに続く住民税の天引きがされて、残された年金で生活をする高齢者のことを考えますと、相当に生活を圧迫するものになるのではないかと考えてまいります。

このことを踏まえて、担当課で十分な相談体制などを確立していただくことを申し上げて、討論といたします。

No.111 ○議長(堀田勝司議員)

これにて討論を終結し採決を行います。

議案第 60 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.112 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号は各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 61 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 61 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.113 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 62 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 62 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.114 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は委員長報告のとおり可決されました。以上で日程3を終わります。

(議長の声あり)

No.115 ○議長(堀田勝司議員)

三浦桂司議員。

No.116 ○6番(三浦桂司議員)

決議案を提出したいので、休憩をお願いいたします。

No.117 ○議長(堀田勝司議員)

決議案提出の動議がありました。賛成の方。

(賛成者挙手)

No.118 ○議長(堀田勝司議員)

ただいま、決議案提出の動議が出ましたので、暫時休憩といたします。

午後3時33分休憩

午後4時35分再開

No.119 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議時間を延長いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.120 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

続いて日程4、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

請願第2号を議題といたします。

総務文教常任委員会よりお手元に配付をいたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審議結果について委員長より報告を願います。

松山廣見総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.121 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

議長のご指名がありましたので、総務文教常任委員会に付託されました請願第2号 豊明市議会議員の海外視察廃止を求める請願についての審議結果をご報告申し上げます。

去る9月10日開催されました総務文教常任委員会において、付託議案の審議終了後に、同請願の審議をいたしました。

請願者より補足説明の申し出がありましたので、休憩をとり協議会を開催し、休憩中に請願者からの補足説明と、それに対する質疑応答を行いました。その後、休憩を解き、委員会を再開しました。

委員の中に紹介議員がみえるので、請願の願意について、さらに説明を求めました。

海外行政視察は県内の状況からも、平成10年度ごろから見直す市が多い。議員の海外視察は無意味ということではなく、意義があつて始めたことであるが、観光まがいとの声もある。

本市が参加する全国議長会の海外視察はハードスケジュールであり、勉強になると認

識しているが、財政難であり、生活に結びつく事業も廃止し、市民に影響も出ている中、70万円で海外まで出向いて勉強するのが、優先順位が高いとは理解されない。

請願では廃止が求められており、申し合わせによると2期以上はすべて声がかかり、2回以上の辞退もあり、来年は参加者がいないことから、請願を採択し、廃止によいタイミングと考えるとの説明がありました。

説明に対して、海外視察について内容的には無意味ではないが、財政的に考え、優先順位のことから紹介議員になられたのかとの質疑があり、願意によるもので、私の意見は別にあり、無意味とは申ししていないとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、議会のことは議会が決めることであり、時間がかかっても議論をし、答えを出す。これが議会のあり方であり、廃止の請願は不採択とする。

6月9日、会派会議にて海外視察については、今後の会派会議にてさらなる検討がされることになっており、廃止については議論の途中であり、経費削減については理解するが、現段階では不採択とする。請願には不採択とし、討論する。

請願に対し、真摯に受けとめなければならない。会派会議で審議中であるが、早急に結論を出す必要がある。内容が有意義なものであれば、財政的な面からも中止とか、早急な結論が必要と考える。

議会のことは議会で決めるのが原則だが、経緯を見ると議会改革推進協議会においても、内容を再検討することになっているが、現在も継続している。

市民から請願が出る前に結論がないため、請願となった。議会として検討中でありながら、2名分計上された。1名の参加であるが、事前に希望をとって1名分での工夫は必要だった。

財政難であり、海外視察が少なくなっている状況の中で、請願を受けて廃止することをお願いし、採択することに賛成する等の討論がありました。

討論を終結し採決の結果、請願第2号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました請願第2号の報告を終わります。

No.122 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.123 ○15番(山盛左千江議員)

今の委員長報告の中の漏れかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、傍聴の取り扱いについて。

申し合わせによると、本市は委員会で6名を認めており、請願者については別枠というふうになっていたと思いますが、委員長の傍聴者の取り扱いについて、どのようなことが行われていたのか、ご報告をお願いいたします。

それから、傍聴者の人数が多かったため、開会に少し時間を要したと思います。

そういうことについても、ご報告をいただきたいと思います。

お願いします。

No.124 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

松山廣見総務文教常任委員長。

No.125 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

傍聴の取り扱いについては、委員会でお諮りいたしました。

申し合わせで、一般傍聴の許可は6名以内となっておりますが、既に請願者代表及び請願者2名より傍聴の申し出がありますと、ここでお諮りしました。

一般傍聴を残り2名以内としたいが、ご異議ありませんかとのことで、あっ、すみません。

一般傍聴を残り4名以内としたいという旨を委員会でお諮りし、そこで4名以内に決定いたしました。

ここで、委員の中にも紹介議員がおりましたが、そこで異議ありの声もなく、全員賛同して、残り4名の一般傍聴で決まりましたので、そのまま進めました。

(もう一つのほうはの声あり)

No.126 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

再開するまでに約30分くらい、32分くらい、時間がかかりましたけれども、引き続き審議を、そこで委員に諮り、審議を進めていくことにいたしました。

No.127 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.128 ○15番(山盛左千江議員)

32分間開会が遅れたときに、再開されたときにもう一度、傍聴者の人数についてお諮り直しをされたと思います。

そのことについてももう一度、その報告もいただきたいと思います。

それから、申し合わせで6名というふうになっているところを、あえて4人とされた委員長は、どういう判断のもとにそうされたのかも、あわせてご報告をいただきたいと思います。

それから今、委員長さん、請願者2名よりと言われて、残り4人分を一般傍聴と言われましたが、請願者は3名でした。

一番最初の2名の諮り方、人数に誤りがあったのではないのでしょうか。そのことについてもお願いいたします。

No.129 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

松山廣見総務文教常任委員長。

No.130 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

一般傍聴の許可は6名となっており、既に請願者代表及び請願者2名より傍聴の申し出があり、請願者代表1名と、あと6名を、その2名も含めて請願者、一般傍聴4名ということで、議員の方にお諮りし、決定させていただきました。

(2回目のとり直しの結果はの声あり)

No.131 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

最初は委員会で決定いたしましたので、2回目の審査はいたしませんでした。とり直しはいたしておりません。

(進行の声あり)

No.132 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.133 ○15番(山盛左千江議員)

そうすると、請願者は一般傍聴とは通常別扱いで、人数の規定はなく、一般傍聴は6名以内というふうに申し合わせで決められておりますが、代表の請願者を除き、請願者の2名と一般傍聴の4人で6人というふうに考えられたと。

すなわち、請願者は1人という扱いをなさったということで理解してよろしいでしょうか。

それから、委員会の中で2回目、傍聴者の取り扱いについて諮られたと思いますが、今の委員長の答弁は間違いだと思しますので、精査をよろしくお願いいたします。

No.134 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

松山廣見総務文教常任委員長。

No.135 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

ちょっと精査いたしますので、休憩をお願いいたします。

No.136 ○議長(堀田勝司議員)

暫時、休憩といたします。

午後4時48分休憩

午後4時50分再開

No.137 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

松山廣見総務文教常任委員長。

No.138 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

お答えいたします。

請願の一般傍聴の取り扱いについては、1回しかやっておりません。

ここでは、請願代表者1名、請願関係者2名、そして残り4名を一般傍聴といたしました。

これは全委員に諮って、そのように決まりました。

No.139 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.140 ○議長(堀田勝司議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

請願第2号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、坂下勝保議員。

No.141 ○17番(坂下勝保議員)

それでは請願第2号について、豊明市議会議員の海外視察廃止を求める請願について、市政クラブを代表いたしまして討論をいたします。

請願理由にもありますが、県下で海外研修を行っている市は数市になりました。

豊明市は、これまでに昭和 62 年以降、35 名の方々が海外研修を行ったと聞いておりません。

当然、私も行かせていただきました。私にとっては大変有意義な視察であったと考えております。

請願にもありますように、議員の海外視察は自粛が当然のことと書いてありますが、私もそのようには考えておりますし、財政の件もありますので理解できますが、無駄遣いには理解できません。この請願要旨にあります海外視察廃止は受け入れられません。

また、平成 20 年6月9日の会派代表会議において、今後海外視察について協議をするように、議長より発議がありました。

このように多くの市民から請願が出されたが、議会も協議を重ね、よりよい結果を出すように努力をいたしますので、海外視察廃止を求める請願は不採択でお願いするものであります。

以上です。

No.142 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、榊原杏子議員。

No.143 ○14番(榊原杏子議員)

請願第2号 議員の海外視察廃止を求める請願について、市政改革の会を代表し採択することに賛成という立場で討論をいたします。

かつては多くの市町で行われていた議員の海外視察ですが、現在では社会情勢の変化や自治体財政の悪化などにより、県内では、名古屋市を除く県内 34 市の中で、たった5市しか実施をしていない状況です。

全国には、こうした動きは政令市や県議会にまで広がりを見せ、既に 10 以上の都道府県議会でも廃止や凍結になっています。

市民の方からは、「まだやっていたとはびっくりした」との意見も寄せられるほどで、1人70万円の予算に加え、支度料までつけて海外視察に繰り出すことは、時代錯誤もはなはだしいと言わざるを得ない状況です。

折しも、今年度は財政難から中学生の海外派遣事業も人数が縮小され、疑問の声が多く上がっていたところで、議員の海外視察について、何らの見直しもされていないことに対する市民の驚きと怒りの声が噴出し、限られた声かけの中でも短期間に 148 人という多くの請願者を集めて、この請願が提出をされました。

その後から、さらに集まった分も含め 175 名の方が通常の署名に加え、応援までして

請願者となることを受諾されたのは、強い意志のあらわれだと感じております。

委員会の審議においては、先ほどもありましたが、請願者が多数いることから、事前に代表者に打ち合わせに応じていただき、トラブルにならないよう請願者を計3名までに絞っておいでをいただきました。

にもかかわらず、請願者とは別に認められる一般傍聴者について、申し合わせで6名以内のところを、その日に限って4名と委員会で決めてしまい、なぜ6名認めないのかと大変なおしかりを受けることになってしまいました。納得できる理由もなく、通常と違う対応をしたのですから当然のことです。

議会はだれのためにあるのか、信頼回復に努めるべき当市議会で、わざわざ不信をかうような対応をしてしまったことは、非常に残念でありました。

まして、そのことで委員会の開会が遅れたとあって、一部から市民を非難する声が飛んだり、まるで請願者や傍聴者の態度が悪いから、請願に反対するかのような意見が出されたことについては、請願者や傍聴者の皆様の心を傷つけ、大変申しわけなく、やるせない思いでいっぱいになりました。

議会のことは議会で決める、市民から口出しをされたくないとの思いを、口にされた議員もいらっしやいましたが、請願書にもありますとおり、海外視察の廃止については、何度か議論の俎上に上がりながらも、現在まだ続いているという経緯があります。

まだやっているのかと驚いた市民の方からすれば、こんなことは市民が請願をしなくても、とっくに自主的に廃止されているものと思っていたわけです。

前の期にも議会改革推進協議会の中で、長い長い時間をかけて検討し、廃止まではいかないものの、内容、方法等を再検討するとの合意に至ったにもかかわらず、その後、何から見直しもされておられません。

口出しをされる前に行動できなかった、議会に対するたまりかねての請願であることを、我々はよく認識をしなければなりません。「今、見直しているところなのに」と言い募っていても、子どもじみた言いわけと笑われるだけです。

ともかくも、請願は出されました。この際、我々がとれる最善の策は、多くの市民の注目が集まるこの請願に対し、一丸となってこれを採択し、求められている来年からの廃止を早急に決定し、決意を示すことであり、それこそが信頼回復に向けた、ただ一つの道であると強く主張をいたしておきます。

なお、委員会で廃止と中止の違いにこだわる意見もありましたが、これは他の議会でもそうした展開はよく見られるものですが、休止や凍結、中止などとすることで、かえって数年うちに再開するつもりではないかとの疑念を抱かれる危惧もあります。

請願者の方は、あえて廃止という表現を選ばれたとお聞きをしておりますが、ここ1～2年で当市の財政状況が十分好転する見込みはほぼなく、廃止として支障が出るとは思えません。

また、財政難は大きな理由ではあるものの、ほかにも情報化が進み、渡航費用も安くな

り、といった社会情勢の変化の中で、行ってじかに見ることに意義はあるとしても、公費で賄う必然性は薄れていきますので、大変予想しづらい未来の状況ではありますが、もしも必要だということになって、市民の理解も得られる状況になったならば、そのときの議会で、また二十数年前のように決めていただければ済むことであります。

国から押しつけられる数々の負担増に急激な物価の高騰、財政難からの市のさまざまなサービスカットにより、市民生活に影響の出ている昨今であります。

市民の願いに対し、皆様の正常な感覚を持っての決断を望み、討論といたします。

No.144 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、一色美智子議員。

No.145 ○11番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、請願第2号 豊明市議会議員の海外視察廃止を求める請願に、公明党市議団を代表いたしまして、不採択の立場で討論を行います。

公明党の海外視察に対する基本方針は、税金の無駄遣いを許さない、無駄ゼロの精神に立った議会改革の取り組みの一つとして、海外視察は自粛してまいりました。

本市において、今までの海外視察は勉強のためであり、海外の先進的な諸施設や特色ある取り組みを学び、我が地域と比較検討をして、豊明市に置かれた課題の解決に役立つために行われてきた、意義ある視察だったと信じております。

実施に際しては、大切な税金を使って行われる以上、その必要性、公益性、また費用の使い道及び視察先などを十分チェックし、誤解や批判を受けないようにすることは、重要で当然のことと考えます。

しかしながら、現在の本市の財政状況をかながみますと、海外視察は行うべきではないと思います。

したがって、海外視察は廃止にするのではなく、自粛もしくは凍結にし、財政状況が豊かになったときには、実施の方向にもっていけるようにするべきと考えます。

よって、豊明市議会の議員海外視察廃止を求める請願には不採択とさせていただきます。

議会といたしましても、海外視察にとどまらず、今後も公費の使い方には議論をするべきと考えます。

No.146 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、近藤郁子議員。

No.147 ○4番(近藤郁子議員)

請願第2号 豊明市議会議員の海外視察廃止を求める請願に対し、不採択の立場で討論をいたします。

総務文教常任委員会に付託され、その審議に際し、財政状況が厳しい中、自粛すべきであるとあり、視察自体は無意味なものではないが、優先順位は後であるとのことがありました。

それらを受け、視察は財政状況が好転した状況であること。さらに、視察内容が意義あるものである場合には可能となるように、廃止ではなく、あえて中止もしくは凍結がふさわしいと考え、今回の請願は不採択の立場をとりたいと思います。

ただし、今回の請願は、148名以上の市民からのものであり、「議会こそ率先して」という言葉は、重く受けとめなくてはなりません。

現在、協議中のこの海外視察に対しても、速やかに結論を出し、議会の姿勢を市民に理解いただけるよう、そして今後、市民からこうした請願が出されることのないよう、議会の信頼を欠くような事態に発展することにならないよう、努めるべきだと考えます。

No.148 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

請願第2号に係る委員長の報告は不採択であります。

よって、請願第2号についてお諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.149 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、請願第2号は不採択と決しました。

これにて、日程4を終わります。

日程5、議案上程・提案説明・質疑に入ります。

議案第63号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.150 ○経済建設部長(山崎 力君)

議案第63号についてご説明を申し上げます。

損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めるものでございます。

損害賠償の額といたしまして、50万9,975円。

原因につきましては、運転者の過失による人身事故。

事故の概要でございます。

事故の発生日時、平成 20 年 4 月 4 日、午前 10 時 30 分ごろ。

事故の発生場所でございますが、豊明市栄町上姥子地内。

事故の経過、上記地内において、公用車を運転中、道路左側より飛び出してきた小学生をはね、鎖骨骨折など重傷を負わせたものでございます。

相手方の損傷、左眉部・頭部挫創、鎖骨骨折。

過失の割合でございます。豊明市 90%、相手方 10%。

この案を提出するのは、損害賠償の額の決定について議決を求めるものでございます。

事故の概要についてご説明を申し上げます。

平成 20 年の 4 月 4 日、午前でございますが、栄町の上姥子地内に設置してある下水道マンホールポンプの異常が発生し、点検のために下水道担当職員 2 名が現地へ赴き、故障修理を行い、メンテナンス業者とともに復旧したのを確認し、帰庁の途中でございますが、午前 10 時 30 分ごろ、豊明市栄町地内の UR 都市機構豊明栄団地、これは旧の公団の栄団地でございます、の西の約 100 メーターほどの市道栄 159 号線と、市道栄 157 号線とが交差する栄町上姥子 6 の 50 地先の信号のない交差点を公用車で東進中、これは下り坂でございましたが、差しかかったところに、被害者が左側より交差点に飛び出してきた、車の停止が間に合わずに衝突をしたものでございます。

直ちに救急車の手配、警察への連絡、相手方保護者への連絡等を行いました。

相手方は、左鎖骨の骨折及び顔面等のすり傷等により、通院加療したものでございます。

被害者本人はもとより、ご両親、ご家族には大変なご心配とご迷惑をおかけしました。大変申しわけありませんでした。

職員にあっては、交通事故について常日ごろより注意をしておりますが、さらに交通ルールを遵守し、常に細心の注意に心がけ、安全運転に徹するよう注意喚起を促したところでございます。

終わります。

No.151 ○議長(堀田勝司議員)

理事者の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.152 ○1番(毛受明宏議員)

議案書の(3)の事故の経過のほうなんです、飛び出してきた小学生をはね、鎖骨骨

折などの重傷となっておりますが、その後の経過等はどうなっていますでしょうか。お答えください。

No.153 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山崎経済建設部長。

No.154 ○経済建設部長(山崎 力君)

経過につきましては、公用車の保険等でやっております、保険会社のほうからの連絡で、8月末日ぐらいに完治をしたという報告を受けております。
終わります。

No.155 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.156 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 63 号の質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 63 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.157 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。
討論のある方は挙手を願います。
(進行の声あり)

No.158 ○議長(堀田勝司議員)

ないようですので、これにて議案第 63 号の討論を終結し、採決を行います。
議案第 63 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.159 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

これにて、日程5を終わります。

日程6、意見書案第1号から意見書案第3号までの3件を一括議題といたします。

意見書案第1号から意見書案第3号までの3件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

松山廣見議員、登壇にて説明をお願いします。

No.160 ○12番(松山廣見議員)

議長よりご指名がありましたので、意見書案第1号から第3号までの3件について提案説明を行います。

それぞれ朗読をもって提案説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、意見書案第1号を朗読いたします。

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書。

学校現場では、いじめや不登校、非行問題行動など、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されておらず、これまでも増してきめ細かな対応が必要となってきた。また、特別支援教育のあり方や日本語教育の必要な子どもの増加などの課題にも直面している。このようなさまざまな課題に対応するためには、学級規模の縮小は不可欠である。各地方自治体ごとの工夫で学級規模の縮小が行われているものの、その配置教員などの財政負担は本来国が負うべきものとする。

一方、第七次定数改善計画が2005年度に完結して以来、次の改善計画の実施は見送られたままになっている。また、その後の「教育課題対応緊急3カ年対策」や、主幹教諭1000人の配置では、学校現場の課題解決に結びつかず、子どもたち・保護者・市民の願いに応えるものとはなっていない。一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するためには、教員が子どもと向き合う時間を確保し、よりきめ細かな指導が可能となるようにしていかなければならない。そのためにも、教職員定数増をはじめとした教育条件整備が重要であり、次期定数改善計画の実施を含めた国によるさらなる定数改善が望まれる。

よって、本市議会は国に対し、平成21年度の政府予算編成にあたり、国段階における学級規模縮小と次期定数改善計画の早期実施にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月29日

提出 内閣総理大臣

先 臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大
臣 殿

続いて、意見書案第2号を朗読いたします。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書。

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費2分の1助成(愛知方式)」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、県の財政難のなかで、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では増額に転じつつあるが、平成10年度実績は回復されておらず、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。その一方で、公立教育費は平成10年度実績を上回るなど充実が図られており、このままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、行政改革にも重大な影響が出ることは必至である。

私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で過大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきたものであり、それは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

よって、本市議会は県に対し、私立高校等への経常費助成を増額し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月29日

提出先 愛知県知事 殿

続いて、意見書案第3号を朗読いたします。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。

さらに、長引く不況で、私学に通わせる父母の経済的負担はもはや耐え難いものとなり、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が、学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような私学を取り巻く厳しい状況の中で、都道府県における私学助成制度の土台と

なっている国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。

今年度予算では、高校以下では0.45%増額されたが、しかし現在もなお、国の「骨太方針」では、「5年間にわたり、1%削減」方針が打ち出されている。

よって、本市議会は国に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持するとともに、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校以下の経常費補助の一層の拡充を図られることを強く要望する。

併せて、父母負担の公私拡大を是正するための授業料助成の充実と、専任教職員増など、「教育改革」の促進を目的とした特別助成の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月29日

提出 内閣総理大臣
先 臣
法務大臣
財務大臣
文部科学大臣 殿

以上、3件の意見書案につきまして、全議員の賛同をお願いして、説明を終わります。

No.161 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております案件は、いずれも意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、意見書案第1号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.162 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.163 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第2号について討論のある方は挙手を願います。
(進行の声あり)

No.164 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。
意見書案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.165 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。
続いて、意見書案第3号について討論のある方は挙手を願います。
(進行の声あり)

No.166 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。
意見書案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.167 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。
これにて、日程6を終わります。
ここで議事の都合上、暫時、休憩といたします。

午後5時21分休憩

午後7時42分再開

No.168 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。
休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。
石川清康議会運営委員長。

No.169 ○議会運営委員長(石川清康議員)

休憩中に開催しました議会運営委員会の審議結果についてご報告申し上げます。

先ほど、休憩中に決議案第1号及び決議案第2号の提出がありましたので、その取り扱いについて協議をいたしました。

その結果、決議案第1号及び決議案第2号を直ちに日程に追加し、議題とすることといたしました。

なお、2件の決議案につきましては一括議題とし、それぞれ提出者の提案説明の後、質疑及び委員会付託を省略し、討論は一括して行い、採決については、それぞれの決議案ごとに行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.170 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、決議案第1号及び決議案第2号が提案されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.171 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第1号及び決議案第2号を直ちに日程に追加し、一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

初めに、決議案第1号について提案理由の説明を求めます。

三浦桂司議員、登壇にて説明願います。

No.172 ○6番(三浦桂司議員)

議長のご指名を受けましたので、決議案第1号を読み上げます。

議案第56号豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部を改正する条例及び議案第58号豊明市下水道条例の一部を改正する条例に対する附帯決議。

豊明市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

別紙を読み上げます。

議案第56号豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部を改正する条例及び議案第58号豊明市下水道条例の一部を改正する条例に対する附帯決議。

豊明市の下水道事業は、市街化区域の全域と農村集落家庭排水施設として市街化調整区域の一部で供用している。

本市は、下水道の整備を最重点施策の一つとして、比較的短期間に集中的投資をおこなって普及率を高め、多くの市民が下水道の便益を享受できるようにしてきたが、そのこと

が下水道事業経営の面からは厳しい状況をもたらしたという面は否定できない。

今こそ、本市の財政の許容する限り市民負担の軽減に努め、後年度負担に配慮した健全な経営をおこなっていくことが求められる。

よって、下水道事業経営の健全化に向けて次に掲げる事項の附帯決議をする。

記

1 市民生活に与える影響を考慮し、低所得者世帯、高齢者世帯等特に必要と認めるものについては、使用料の減免措置を講ずること。

2 納税者である市民に下水道事業の財政状況が十分に周知されておらず、今後も継続して市民に十分な説明をおこない、下水道事業に対する市民ニーズを的確に捉え、理解を得るよう努めること。また、本市の財政にあっては、ここ数年歳入不足を基金からの繰り入れで帳尻を合わせてきたが、頼みの基金も底をつく状況であることや地域経済の先行き不透明な情勢の中、今後の下水道事業の推進を図っていくため、接続率の向上、収納率の向上、人件費の削減、経費の削減、下水道債繰上償還の実施等、一層の経営の効率化と健全化に向けた取り組みを積極的に実施すること。

3 議会費について、議会を構成する議員は当分の間海外行政視察実施の凍結、政務調査費交付の凍結、調査旅費の 20 パーセント削減を実施すること。

4 職員人件費について、職員の定員適正化計画では平成 27 年 4 月に現行の 552 人体制から 491 人体制に純減することを数値目標としているが、定員管理の適切な財政効果額をあげる手法を十分に検討した上で、早期に完全実施すること。あわせて、事務事業については、経費の削減を主眼において、再編・整理、廃止・統合等の見直しを実施すること。

以上であります。

No.173 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、決議案第 2 号について提案理由の説明を求めます。

安井 明議員、登壇にて説明願います。

No.174 ○9番(安井 明議員)

それでは、決議案第 2 号 議案第 56 号豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部を改正する条例及び議案第 58 号豊明市下水道条例の一部を改正する条例に対する決議について、本文の朗読をもって提案説明といたしますので、よろしくお願いいたします。

豊明市の下水道普及率は現在 73.4%で県下平均および全国平均値を上回り県下でもトップクラスの状況となった。これに伴うものであるが下水道債の残高は元金利息を合わせ約 146 億円、年間の償還金額も約 8 億 4 千万円にのぼり、市の一般会計からの繰り出しに依存するなど財政を圧迫する要因にもなっている。今回の料金改定については受益者負

担の原則や公的資金補償金免除繰上げ償還に係る公営企業経営健全化計画などの指針により止むを得ないところにきている。しかしながら、市民の負担増は明白で安閑として理解を得られるものでもない。

この際、本市として財政健全化の一層の努力を図り、許容する限り市民負担の軽減を要望するとともに下記の事項の実施を求め決議する。

ここで、補足をいたしますが、議会として歳出削減については、今後一層市民からの信頼を得られるよう、率先しておこなうことを大前提とすることは当然のことですので、今回、決議提出に際しては、下水道事業議案に関するものであるため、あえて決議は下水道事業にかかわるもののみ挙げ、提出するものであります。

それでは、記といたしまして、1 低所得者世帯、高齢者世帯等に特に必要と認めるものについての使用料減免措置。

2つ目といたしまして、使用料収入の今後の推移を見据え、料金体系の詳細な検討。

この2つ目の料金体系の詳細な検討については、これは今後の改正に当たっては、累進制や料金区分の変更なども含め検討し、特に基本料金の設定については、生活者への影響を十分考慮した上で設定されたいという意味でございます。

3番目といたしまして、下水道事業経営のさらなる効率化と健全化。

以上でございます。

以上、本文の朗読をもって提案説明といたしますので、多くの議員の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

No.175 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で決議案第1号及び決議案第2号の提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております案件は、いずれも決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入りますが、討論は一括して行い、採決は各決議案ごとに行います。

討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.176 ○13番(前山美恵子議員)

決議案第1号、第2号について反対の討論をいたします。

まず、第1号については、全体的に経営の効率化、健全化など、地方行革が推進をされる傾向が強く、それに加えて議員の調査研究の凍結など、これは住民の要求実現に研修を加えて力を発揮する議員の役割を、やはりこれは形骸化させるものというふうに思います。

それから、決議案第2号についても、これの根底に貫かれておりますのが、経営の効率化と健全化。要するに、住民犠牲につながる地方行革の推進がうたわれておりまして、2つの決議案は住民サービスの後退を招くことにつながりますので、反対といたします。

No.177 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

伊藤 清議員。

No.178 ○22番(伊藤 清議員)

それでは、決議案第1号に賛成の立場で討論をいたします。

まずもって、今回の議案第56号及び58号につきましては、それぞれ農排特会並びに下水特会、それぞれが単独で財政状況が厳しくなったから、料金の値上げということではないわけでありませぬ。

一般会計並びに各特別会計を合わせて市全体の財政状況が大変厳しくなり、後世に負担を残さない、そうした観点から後世に負担を残さない一助となるべく、料金の値上げに踏み切ったという経緯がございます。

そういった意味から、決議案第1号にあります記の3番、4番、議会費及び市役所全体の人件費についても当然、努力が求められるところであると考えます。

記の1番にあります、今回、こうした経済情勢の中、3割もの負担を市民に求める。そうした中で、特に後期高齢者医療制度が始まりまして、年金から天引きをされる高齢者の方々の不満が大変多く聞こえるわけでありませぬけれども、特にそうした低所得者の方、また年金暮らしの高齢者の方には、特段の配慮が必要であるというふうにご考慮いたします。

他市町においては、現実に減免制度が機能いたしておりますけれども、本市の条例並びに規則を見ますと、そうした配慮が全くなされてない、そうした現状にあります。ぜひとも減免措置を講じていただきたい。そういうふうにご考慮いたします。

記の2番につきましては、委員会での質疑の中で明らかになってまいりました現行の経営健全化計画については、市長が経営の効率化3割アップということを明言をされております。これは早急に見直していただきたいというふうにご考慮いたします。

そして、3番、4番につきましては、冒頭にも申し上げましたけれども、今回の値上げは、あくまでも市全体の財政状況の悪化に伴うものでありますので、私ども議会といたしましても、それ相応の努力が求められるというわけでありませぬ。

私どもも委員会の審議の紆余曲折を経まして、原案に賛成してまいりましたわけでありませぬ。市民に3割もの負担を求める以上は、議会としてもそれ相応の努力が求められるところでありませぬ。

職員人件費につきましては、既に適正化計画の中で人員の体制491人ということがうた

ってありますけれども、ロードマップをしっかりと示していただいて、市民に3割の負担を求めるとは、当局もさらなる努力をする、議員もさらなる削減の努力をするといったことを、市民に向かってアピールしていく必要があるというふうに思います。

簡単ではございますが、以上で決議案第1号の賛成討論とさせていただきます。

No.179 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.180 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、動議の2号について賛成をいたします。

まず、1号、2号をそれぞれに比べましたところ、1号についての1番、2番、4番、それから第2号の1番、3番は、ともにほぼ似通った内容であり、包括されているというふうに解釈をいたしました。

違いといえば、1号のほうの3つ目、議会費について触れていること。それから、2号については使用料金の今後の推移を見据えて、料金体系の詳細な検討をするという項目が入っている、その違いだというふうに理解しております。

私たちは先ほど修正案を提出いたしました。低所得者、生活者に対する配慮をした上で、少しでもそういった方たちに大きな負担がないようにと提案いたしましたが、それと同じような意思を持って、この2番が提出されているというふうに考えております。

今後、細かく区分をしたり、それから料金改定を低く抑えるなど、提案の中に盛り込まれていましたので、2号のほうが、特に私たちには考え方が近いというふうに解釈をしております。

それと、議会費についてですけれども、今、伊藤議員のほうから市全体として、議会としても削減に努力するべきだというふうに言われました。その考えについては全く同感でありますし、今まで私たちもそういった主張をしてまいりました。

しかし、先ほど質疑の中でも申し上げましたが、この動議を出されている方の中に、政務調査費によって富良野観光をされた方がおられます。その方たちがこのことを今、言えたものかというふうに大変疑義を感じております。

特に、海外視察の派遣については、つい先ほど請願に対して反対の意思表示をされた方たちが、ここに多く名前を連ねていらっしゃいます。

市民の請願に対してノーと突きつけながら、自分たちは頑張りますと、これを市民が聞いたときに、どう判断するのでしょうか。私は二枚舌だと、そういうふうに言われると思います。

であるならば、やはり請願に賛成し、そして議会としても決断をする。それが本来ではなかったかというふうに、この点については大変理解しづらいというふうに申し上げておきま

す。

それから、政務調査費の凍結についても、先ほど申し上げたとおり、まだ議会の合意も得ておらず、本来であるならば、目的外に使用した人が今後、ペナルティーを科す、あるいは使用しないで返還するとか、そういったルールをきちっとつくっていく、報告を市民に示す、そういったことをまず努力すべきではないのでしょうか。

凍結ということに、いきなり入られることにも、一般の市民の皆さんの理解が得られるとは思いません。

それから、調査旅費の20%の削減ですけれども、この20%の根拠がわかりません。19年度の議会費の旅費については、3月議会で28.5%補正減しております。すなわち、もともと使い切らないお金がたくさんあるということです。

そういった結果にあるのに20%削減、実効果が見られません。この20%を上げられたことについて理解ができません。

そういった理由から、議会費についても当然努力することは、先ほど申し上げましたとおり、気持ちとしては同感であります。この数字をもって上げるということについては、同意することはできません。

そもそも、議会費というのは、議会から市長に対して要望するというルールを持っております。そういったルールを持って進めているのに、今回の決議案の中で、当局にそれを切るというふうに決議することに、当局にとっても大変迷惑な話じゃないかというふうに思います。

まずは、市にぶつける以前に議会でしっかり協議をし、反省すべきところは反省するというのが、順序だというふうに申し上げておきます。

それと今回、この2つの動議が提出されたことについては、私たち市政改革の会として大変評価しております。議会が8人と9人という微妙な数で、2つに分かれて動議が出された。

それも使用料の値上げについて、市民の生活への影響を考え、また市の財政の健全化を真剣に考え、どうすればいいかということ、これほど時間をかけて協議したことが、今まであったでしょうか。

このことについては、競い合って動議を出し合い、市民のことを考えるという意味では、豊明議会始まってのことではないかというふうに高く評価をしております。これが多分、議会の活性化に今後もつながっていくだろうと期待をしております。

当局については、この決議案を重く受けとめていただきたいと思います。なぜ、こんな決議案が出たのか。それは間違いなく、改正案に問題があったからです。

市民への説明が十分でなかったり、単価の作り方が市民の理解が得られるようなものじゃないからということで、議会もこれほど時間をかけたわけです。

そのところを重く受けとめ、今後の見直しについては十分、気をつけていただきたいというふうに申し上げておきます。

当局にばかりじゃなく、議会も同様だと思います。市民の負託にこたえる議会となるべく、この動議を提出したのであれば、最後までその姿勢を貫くような議会でなければなりません。これからの議会の活性ぶりに期待をしておきたいと思います。

以上で、1号には反対、2号には賛成ということで討論といたします。

それからもう一つ、すみません。議会から出す動議については、質疑と委員会付託が省略されます。この出された動議について、本当は当局に対する影響はどうか、本当に減免措置がスムーズにできるものだろうか、そういったことについて質疑をした上で、議会として提案していくのが筋だろうというふうに考えております。

議会が一方的にお願いをしても、当局のほうにとって、これはとても無理だというものがあったら、それは実現しないものでありますので、そういったことも踏まえてしっかり議論を交わし、質疑をした上で議会として動議が提出できるような、そんな議会になればというふうにも願っております。

今後の課題として、これにも取り組めればと期待をし、討論を終わります。

No.181 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.182 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

初めに、決議案第1号について採決を行います。

決議案第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.183 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、決議案第1号は否決されました。

続いて、決議案第2号について採決を行います。

決議案第2号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.184 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議長の声あり)

No.185 ○議長(堀田勝司議員)

伊藤 清議員。

No.186 ○22番(伊藤 清議員)

先ほどの山盛議員の発言につきまして、杉浦委員長の委員長報告に対する質疑の中で、私に対しまして、「政調費について言える立場ではない」という趣旨の発言がございました。

私は法律、条例、規則上、何ら制約を受けない立場でありますけれども、他の議員の活動に対して、そうした制約を加えるかのような発言は、全く不適切であります。

さらには、ただいまは「二枚舌」という表現が使われました。全く侮辱的な発言でありまして、これについては議事録を精査の上、議長において適切に対応されるよう望みます。

No.187 ○議長(堀田勝司議員)

ただいまの伊藤議員の発言については、議長において後刻、速記録を調査の上、措置することといたします。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

この際、教育長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

青木教育長。

No.188 ○教育長(青木三芳君)

明日でもって教育長を退任いたしますので、今、議長のお許しをいただきましたので、短い時間ではございますが、一言お礼を申し上げたいと思います。

16年の10月1日から4年間、務めさせていただきました。折しも、大変教育改革ですとか行政改革等の進捗中でありましたので、課題ですとか問題ですとか、いろいろございました。

そういったもの等につきましては、一生懸命努力、取り組んできたようなつもりであります。大変4年間、たのくるしい4年間でした。

その間、議員の皆様には大変お力添えをいただきまして、ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

今後とも、子どもたちのために、そして豊明市の教育のためにお力添えをいただきますよう、心からお願いを申し上げます。

あわせて、議員の皆様のみまますのご健勝と、豊明市議会の発展を心より祈念を申し上げます。お礼とさせていただきます。

4年間、どうもありがとうございました。(拍手)

No.189 ○議長(堀田勝司議員)

青木教育長におかれましては、愛知県教育委員会での豊富な見識を踏まえて、本市教育行政の発展にご活躍をいただきました。

特に、「命を尊び、人を愛し、心豊かなたくましい人材の育成」の教育理念のもと、学校教育、社会教育への熱意と多大なご尽力に対しまして、格段の敬意と感謝を申し上げる次第であります。

今後とも、豊明市の教育行政に大所高所よりお力添えをいただきますよう、お願いを申し上げます。

大変ご苦労さまでした。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.190 ○市長(相羽英勝君)

平成 20 年第 3 回の定例会の閉会に対しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には平成 19 年度一般会計並びに特別会計の決算認定を始め、全議案とも慎重審議を賜りまして、可決・認定をいただきました。まことにありがとうございました。

また、議案審議の中で賜りましたご意見、ご提言、並びに決議案等についても、今後可能な限り、その実現に努めさせていただきたいという所存でございます。

また、中でも議案第 56 号、58 号につきましては、昨今の厳しい社会、経済状況の中、市民の皆様になんご負担をお願いするものであり、日常生活に直接影響を与えることとなります。

大変心苦しく存じますが、長年の課題となっておりました下水道事業の財政を健全化するためのものであり、やむを得ずお願いをさせていただくものであります。

当局といたしましても、市民の皆様のご負託におこたえするため、引き続き事業の円滑かつ効果的な運営に死力を傾注してまいります。皆様方のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

さて、このたび今月末をもって退任をされます青木教育長に一言、お礼を申し上げます。

昭和 45 年から教職員として奉職をされ、愛知県教育委員会、また本市双峰小学校、豊明小学校で校長として教育行政に長年、ご尽力を賜りました。

そして平成 16 年、豊明市委員長に就任をされ、市教育行政全般にわたり多大な貢献をされましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

これからも市政全般にわたりご指導、ご支援をお願いし、長年のご苦労に感謝を申し上げます、さらなるご健勝とご多幸を祈念いたしております。

また、今定例会の開催中には、たくさんのニュースが飛び込んでまいりました。中でも福田総理の辞任、麻生内閣のスタート、汚染米の流通、さらに局地的な豪雨により、県内各地の河川のはんらんや浸水の被害も発生をいたしました。

したがって、市の防災対策の重要性をさらに再度認識し、市民が安全で安心して元気よく暮らすことのできるまちを目指してまいります。皆様方のご理解とご協力を切にお願いをするものであります。

末尾になりましたが、これからは心地よい本格的な秋を迎えます。議員の皆様にはますますご活躍を祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございます。

No.191 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

これにて、平成 20 年豊明市議会第3回定例会を閉会いたします。

午後8時15分閉会